

平成30年第4回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

平成30年12月12日(水曜日)

午前9時30分開議

第9 一般質問

第3 議案第51号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算(第7号)について

第4 議案第52号 訓子府町スポーツセンター設置条例の全部を改正する条例の制定
について

第5 議案第53号 訓子府町認定こども園条例等の一部を改正する条例の制定につい
て

第6 議案第54号 財産の取得について

第7 議案第55号 町道路線の廃止について

第8 議案第56号 町道路線の認定について

追加日程

議案第57号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算(第8号)について

意見書案第3号 日米物品貿易協定交渉に関する要望意見書

○出席議員（10名）

1番	余湖龍三君	2番	川村進君
3番	西森信夫君	4番	堤三樹磨君
5番	西山由美子君	6番	上原豊茂君
7番	工藤弘喜君	8番	須河徹君
9番	河端芳恵君	10番	山田日出夫君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	元谷隆人君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	渡辺克人君
上下水道課長	原口周司君
会計管理者	山内啓伸君
教育委員会教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	山本正徳君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	山田洋通君
農業委員会事務局長	中山信也君
農業委員会会長	坂本稔君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員会委員長	森下直治君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	八 鍬 光 邦 君
議会事務局係長	中 村 隆 広 君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は9名の議員の出席であります。

川村議員から遅参の連絡が届いております。

なお、山田代表監査委員から本日午前中欠席する旨の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎議会運営委員長の報告

○議長（上原豊茂君） ここで議会運営委員長から、今後の議会運営について、報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（余湖龍三君） それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会から、ご報告を申し上げます。

本日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の議件の取り扱いについて、協議をいたしました。

議件につきましては、既に皆様のお手元に配布されておりますとおり、議案第57号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）についての1件であります。

議会運営委員会で協議しました結果、本定例会の日程に追加することに決定いたしました。

なお、追加議案の審議につきましては、一括議題の日程第7、議案第55号 町道路線の廃止について、日程第8、議案第56号 町道路線の認定についての採決の後に行うことといたします。

以上のとおり、議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ご苦労さまでした。

◎追加日程の議決

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、追加議案として提案されました議案第57号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）についてを日程に追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第57号を日程に追加することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第9、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

7番、工藤弘喜君の発言を許します。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは私の一般質問を今回は大きな項目で2件あります。質問通告書に従いまして、質問をこれからしていきたいと思っております。

まずはじめ、第1点でありますけれども、介護保険の居宅サービス利用料の負担軽減についてであります。

主たる収入を公的年金に頼らざるを得ない高齢者世帯の方からは「介護保険にかかる負担や国民健康保険税、75歳以上であれば後期高齢者医療保険料、さらには医療に関わる負担もあり、そこに毎日の生活にかかる支出などを考えると、この先どこまでやっていけるのか不安です」との声を聞くことが多くなりました。

同時にこのような中であって、介護保険に対する期待と心配の声も寄せられております。

つきましては、介護保険の居宅サービス利用料の負担軽減について町長の考えを伺います。

まず一つ目でありますけれども、年々、高齢者の方々の生活が厳しいものになってきているように思いますが、どのように現状を捉えているのかお伺いいたします。

二つ目ですが、今年度の介護保険における所得段階別の第1号被保険者数はどのようになっているのか伺います。

三つ目でありますけれども、本町においても「高額介護サービス費」支給や「高額医療・高額介護合算制度」などの負担軽減策を行ってはおりますが、低所得で生計が困難な方を対象に介護サービスを行う社会福祉法人は、利用者負担金を25%軽減することができるのとことではあります。このことについてはどのように対応をしているのか、お伺いをいたします。

四つ目です。要介護度4あるいは5で特別な介護が必要な方を在宅で介護している家庭の場合「特別障害者手当」これは国の制度ではありますけれども、この手当も受けられることもあるのとことでもあります。所得制限などの要件に該当すれば支給されることとなります。窓口は本町であれば福祉保健課になるかとは思いますが、この点について、どのような対応をされているのかお伺いいたします。

以上、4点について、お答えをお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「介護保険の居宅サービス利用料の負担軽減について」4点のお尋ねをいただきました。

1点目に「年々、高齢者の方々の生活が厳しいものになってきているように思いますが、どのように現状を捉えているか」とのお尋ねがございました。

第7期介護保険事業計画において、介護保険料基準月額をそれまでの4,200円から4,850円と定めておりますので、第1段階におきましても1,900円から約2,180円に上昇していることから見ましても、家計への影響があることは認識しております。

次に、2点目の「今年度の介護保険における所得段階別の第1号被保険者数はどのようになっているか」とのお尋ねがございました。

平成30年11月30日現在の第1号被保険者における所得段階ごとの内訳は、第1段

階が298人、第2段階が199人、第3段階が149人、第4段階が238人、第5段階が291人、第6段階が302人、第7段階が215人、第8段階が99人、第9段階が103人の計1,894人となっております。

次に、3点目の「低所得で生計が困難な方を対象に介護サービスを行う社会福祉法人は、利用者負担金を25%軽減することができるのとことであるが、このことについてはどのように対応しているか」とのお尋ねがございました。

社会福祉法人による利用者負担軽減事業につきましては、全国的には多くの自治体が行っているところであり、本町も社会福祉法人である「訓子府福祉会」に数年前から打診をしているところであります。

しかし、この事業を実施するにあたっては、軽減の対象となる利用者の自己負担額の4分の1が軽減額となり、対象者の保険給付に係る総額の1%とその1%を除いた軽減額の2分の1の額を社会福祉法人が負担しなければならないことから、理解を得られない状況にあります。

平成27年度の未実施市町村は、管内においては8市町村、北海道内では51市町村、全国的には110市町村となっています。

北海道からの指示もあり、社会福祉法人にご理解をいただき、早期に実施したいと考えております。

4点目に「要介護4あるいは5で特別な介護が必要な方を在宅で介護している家庭の場合『特別障害者手当』を受けられることもあるとのこと。所得制限などの要件に該当すれば支給されることとなります。窓口は本町であれば福祉保健課になるかと思いますが、この点についてどのような対応をされているのか」とのお尋ねがございました。

「特別障害者手当」の窓口は福祉保健課となります。通常、身体障害者手帳等をお持ちの方は、指定医からの情報提供によって申請されておりますし、手帳の交付時に説明をしておりますが、要介護認定を受けられた方については、これまで症状固定の判断が難しいことや指定医以外の主治医による診断書作成の難しさもあり、積極的には周知をしてこなかったのが実情です。

改めて、申請における内容を確認し、内部で協議しました結果、周知が必要でないかと判断しましたので、広報等により周知することとし、ケアマネージャーにも情報提供をしてきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） まず、それぞれ4点にわたりまして答弁をいただきましたので、それに基づいて、それぞれ若干の補足の質問といいますか、やっていきたいなというふうに思います。

まずはじめに、現状をどう捉えているかということでもありますけれども、答弁の中でも今回第7期に向けて介護保険料を2,180円、第一段階においても上げた。そういう中で家計への影響があることは認識しているという答弁でありましたけれども、問題はその家計への影響から本当に高齢者の方々がどういうふうな心情に今なっているのかということ、どう捉えるかということが非常に大事になのかなというふうに思っています。こ

それは私も実際話を聞きましたのは、いわゆるサービスを受けておられる方々直接ということよりも、その家族の方とか、あるいはこれから介護保険のお世話にならなきゃいけないなというふうに考えている方々からのお話が結構あったんですよ、その中でやはり特に介護保険にかかる介護保険料というのは、今回、第7期の説明の中でも当初これを取り組む、改定にあたって非常にこう説明もありまして、将来的に見れば今の仕組みそのものからいけば8期も9期も特に9期においては予測として、基本月額基準が6千円を超えるという算定もされた状況にあります。それは当然町民の方々も特に高齢者の方々は決して安くなることはないだろうというふうなやっぱり認識は持っていて、その中で介護保険料の負担プラスもし自分がそのサービスを受けることになった時にはどうなるのかって、やっぱりそこら辺の心配というのは非常にしているというのは実態だと思います。本当に介護保険のサービスが受けていけるのかどうかという心配、そういう方々がやっぱり現におられるということでもあります。これはそういうことも捉えながら、町長にちょっとお伺いしたいんですが、これは認識ということでもありますけれども、常々町長も答弁されておりますから、そう変わってはいないのかなと思いますけれども、この介護保険そのものがやっぱり2000年の発足から含めて考えても、どうみても制度の設計そのものがこうなるというふうにわかっていたんじゃないかと思うんですよね、結局介護のサービスを受ける方々の多くは先ほど第一段階の、いわゆる段階別の被保険者数も示していただきましたけれども、いわゆる非課税世帯、あるいは非課税の人たちが圧倒的に多いというのはもうわかっていることだったと思うんですよ、その中で利用者負担も1割から2割、あるいは今度、今年の8月ぐらいから3割負担と、所得に応じますけれども、そういうふうにとどんどん変わってきているという中であって、元々が制度の設計の時点から、この介護保険制度というのは、本当に所得のない人たちが5割も6割も占めていくようなことがわかっていながら、そこに抜本的な改善もしないままきたところに各自治体が非常にこの、これ自治事務ですから、自治体がやらなきゃいけない仕事なんですけれども、非常に大変な思いをしているというの、やっぱり実態ではないかなというふうに思います。その点からいきまして、この辺の状況も捉えながら、町長どうなんでしょうかね、本当にこのどうそういう大変な思いをしている人たちの思いをもう少し積極的につかんでいく必要があるんでないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 再三にわたってこうした質問については私なりの考え方を主張しているところですが、昨日も西山議員の特養を巡るありようについて、冒頭からお話をさせていただきましたように、この制度自体が扶助から選択へというところで、かつては大変な時代、大変な方々のために国として扶助の精神で与えていくという考え方でしたけれども、1割の負担をいただいて、自らが選択する制度なんだということでした。しかしこれも国の負担割合というのは一貫して変わらず、高齢者がこれだけ増えてきている状況にも関わらず、介護保険料に委ねていく。そして介護保険制度が赤字になった段階で、それぞれの町は次期の介護保険料を選定するにあたっては償還も含めて受益者の負担にしていくということが原則で考えていきますと、非常に無理のある設計であったということはおもう議員のご指摘のとおりであります。特に今年の9月に発表された生活保護世帯をみても全体としても生活保護世帯というのは減ってきているとはいいながらも、特に高齢者

と障害者の受給している人たちが数百万単位といひましようか、増えてきているという感じという報告をされていますし、今また来年から消費税が10%に上がるということでもあります。それは安心した福祉社会をどのようにして制度として実現していくかといひながら、一方で後期高齢者、これは740万人対象とした、今、実際には軽減措置をやっているものも廃止していこうという状況で一般的な保険者と同じような保険料をできるだけ徴収していくんだという考え方をずっとこうみていますとですね、決して高齢者福祉施策というのは、国が進めていこうという高齢者施策というのはかなり厳しいものが生活者にとっては厳しい内容のものが矢継早にこれから出てくるのではないかなという点では大変危惧しています。しかし現実的に各市町村で生活されているご高齢の方たちが安心して生活をしていけるような仕組みを国の制度もさることながら、我々にはできる限りのことをしていくということがやっぱり自治体に求められている状況なんではないのかなというふうに考えているところです。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 国の制度は制度として、本当にいってみれば大変なことを強いていると。国民に強いているというのが現状なんですけれども、一方でその中であって、やっぱり自治体として、今やれるべきことは何かと。そういう人たちにどう寄り添っていくのかということも含めて、やはり何ができるか、何をするのかということがやっぱり今こそ大事な時期にきているなというふうに私も常に思っているところでありますので、ぜひそういった観点に立って、先ほども答弁いただいた三つ目、四つ目のことにつなげていきたいと思ひますけれども、いずれにしましても、先ほど第一段階から段階別のありましたけれども、第一段階から第3段階、おそらくこれ65%を超える方々がここに集約されているかと思うんですが、いわゆる第一段階でいけば生活保護受給者の方であり、そして住民税非課税で80万円以下の所得の以下の方、あるいは第3段階でいひましても、世帯全員が住民税非課税で前年の課税収入金額と合計所得金額、いわゆる年金も含めて120万円程度の方なんですよね、実際考えてみると、この120万円という1年間の所得がどういふ所得になっていくのか、それを使ってどう生活していくのかということに想像を働かせると、やはり非常な大変さというのは誰が見ても今のこの状況の中では考えられるなというふうに思ひますので、ぜひそういった点も含めて、今回の介護保険のほうは少しでも負担軽減にすることによって安心感、あるいは介護保険に期待する人たちの声というのはどこで感じたかということ、本町の介護保険料の保険料の納付率というのはすごく高いんですよ、ほぼ100%に近い、98%、99%の方が高い高いといひながら介護保険料を納めています。これはやはり何といひても、いろいろあってもやっぱりいずれ介護保険のお世話にならなきゃいけないのかなというふうな、そういう期待といひか思いもあつてということでもありますので、ぜひそういったことも背景にあるということも捉えながら、どうしていけばその不安に答えていけるのかというところで施策を練っていただきたいと思ひます。

それで次の具体的な社会福祉法人の部分での25%の軽減の問題なんですけど、これ実は昨日の西山議員の最初の、いわゆる静寿園のことでのやり取り、自分も静寿園の今の状況というのは、いろいろなところでお聞きしまして、非常に厳しい状況にあるだろうと。そういう中で一定のこの25%負担軽減をやるためには施設側の負担も生じるというのは十

分わかっています。その中であって本当にどうなのかなという思いをしながら、もしそれで駄目ならば町独自の負担軽減ということも次にちょっと考えていくべきじゃないのかなというふうな思いもありまして、これからこの点から質問をさせてもらったというところでもあります。答弁の中ではこれから施設側と協議をして早急にという話もありますけれども、まず一つ、この25%軽減の中で、この管内的には8市町村あたりはやっているのはわかっているんですが、これ道費補助というか、道の補助というのは入っていますよね、この事業に対して、これについてちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 社会福祉法人の利用者負担軽減、これに対しての負担割合ですね、まず先ほど回答書で申しましたように、ご本人はサービスの1割を原則負担していただくこととなります。高額に該当すれば高額の上限というものがありますので、必ずしも1割ではありませんけれども、ご本人が負担したものに対して、まず総体の費用の1%がまず法人負担で、その軽減額からその法人が負担するんですけど、その残った25%、ごめんなさい、ご本人が負担する分の25%、4分の1から法人が総体の1%を除いて、残りを2分の1がまた法人、その2分1を公費負担ということになりまして、その公費負担の内訳が国が2分の1、そして道が4分の1、そして町が4分の1という負担割合になっております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、説明のあったとおりの中身でありまして、これ一昨年の振興局からちょっと資料もらって、この実施している自治体の方にどれだけの道の補助が振興局通してきているのかなということで見ますと、結構やっぱりそこそこ、今言った4分の1の分に関わるものが入っていると。そしてここで当然訓子府やっていませんから、訓子府はないんですけども、北見市から始まって斜里、清里、あるいは湧別、興部、雄武なんていうところは、やはり一定のこういう取り組みをしているんだなということもありまして、調べていく中で、そしたら訓子府はどうなんだろうということまで今回の質問に至った経緯なんですけど、例えば北見市のこの実施要綱なんか、これは十勝からもちょっと実施要綱なんか集めたり、いろいろなところからみたんですが、これはやはり年間収入が単身世帯で150万円、世帯員1人が増えるごとに50万円を加算した額以下であることと。いわゆるそういう金額、所得の枠もきちんとこう決めながら、大体どこもそうなんですけど、150万円というのが一つの額の基準になっておりますけれども、そういった中で手当されるということで、25%されることだけでもやっぱり非常に助かるということになりはしないかなというふうに本当に思っていたところです。先ほど言った、町民のそういう心配に応えるという意味でも、ましてや道の補助もあるということからいけば、そしてもう一つ考えれば10%の利用者負担の中のいわゆる25%ですからね。だから言ってみれば大きな負担になるものではないのかなと。ただ先ほどから言っていますように、静寿園そのものの経営が非常に大変だといった時に、果たしてそれがしてもらう方がいいのかどうかも含めて、これはやっぱり十分な協議というのは必要であろうと自分自身は思っているところです。であるならば、町単独でこのような条件の中で負担軽減という措置も考えてはどうかと。いわゆる道費補助は別にしても。そういうこと考え方もできないのかなと。仮にこれが50%、5割、町で利用者サービスの負担を持つとしても、今言ったよ

うに10%の利用料のうちの50%ですからね、半分ですから、そんなにそんなに大きな額にはならないのかなというふうに私は思ったところです。その辺の考え方も含めて、町独自で、協議はしてもらいたいんです。そこで25%のもし負担軽減がいいですよとなれば、それはそれでいいんですが、町独自でそれを超える負担軽減の措置という考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 社会福祉法人が本来実施する利用負担軽減、これを町独自で実施できないかというご質問だったかと思います。実際には個別にこの方が該当になるのかどうかということを一一人見ないと実際の数字は出てこないんですけども、先ほど工藤議員、第1段階から第3段階の非課税で所得がいくらまでというお話してましたので、その第1段階から第3段階の所得の状況であれば、おそらく該当するであろうとみなしまして、静寿園でサービスを使っている方、あと社会福祉法人であれば社会福祉協議会も該当になりますので、その2か所をざっくりとちょっと試算してみました。例えばですね、今申し上げる数字は本当にざっくりなので例えば静寿園であれば540万円、ただしここから預金額の多い方は除かれますし、どなたかの扶養になられている方も該当になりませんので、おそらくこの何十%かに、が対象になるんだらうと思いますので、法人負担であれば、おそらく三、四百万円のところではないかと思います。あと社協であれば総体の額でいいますと115万円、これもおそらくそこから扶養だとか預金額の精査をしまして全員が対象になることにはならないので、ここからは若干数字は減ってくると思います。これを町独自でこの負担額を見るべきではないかというお話ではあるんですけども、今の私個人の考え方で話させていただきますと、今、静寿園は運営費補助、こういったものが近い将来必要になってくるという状況でありますので、そういった機会を利用して、こういった利用者負担軽減も実施していただくという道筋がつけられるかもしれないということをちょっと内部では話もしてはおります。でも実際にはそれを今ここで私ができるのかって言うことは言えませんし、そういう段階でもまだ全然ないので、一担当者としてはそういったことも考えられるのではないかというお話ですけども、近い将来それも本当に実施していかなければならないものだと考えております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） お答えいただいた中の、静寿園でいけば540万円、そして社協でやられているいろいろな事業に対する負担115万円、これは25%の分という意味ですか。いわゆるその分を町がやるとしたら、こんだけの金額、いわゆる25%、全体の利用料の負担の25%がこの金額だという捉え方でよろしいんですね。そういったことも含めて、今後の進め方として、今やっぱり大きなネックになっていくのは、静寿園のやっぱり経営状況、このことをどうするかという時には、やっぱり常に考えていかなければいけないことだとは思っています。そういったことも含めて、いずれ運営費補助金的なものが今していない、そういうものが入った時点でしなきゃいけない時点での時に考えるということも自分もやっぱりそう考えてはいたんですが、それに間に合う、いわゆるスピードの問題ですよ、やっぱりそこら辺も含めて、もしそういう形であるのであれば、やはりもうちょっとスピードアップしながら、その静寿園との協議にも当然していかなきゃいけないということになりはしないかなというふうには思っているところでもあります。なんで

町独自でならんかといったのは、今回の方から今回の25%負担に関わる負担軽減に係り、厚労省の方から30年の3月に各市町村に通達のような形で、いってみれば、これは総合事業に移行したというか、介護サービスの関係ですね、要支援1・2の関係、これに関わるデイサービスだとか、ホームヘルパーの問題での事業については、この25%の利用料から外しなさいという通達なんですよ、総合支援に移って町独自の事業に介護保険のそういう制度は通用しないよと。だからそういうことからいけば、どんどん狭まってきている中で、果たしてこの25%のそういう制度の中でやるのが本当にいいのかなどうかも含めてね、やった方がいいんだけど、どうかなという思いもあって、それだったら町の方でそれに準じたものやっつけていく方がいいのかなというふうな思いで質問になった経過があります。それで先ほどから言っていますように、ぜひ本町のそういう事情も、いわゆる静寿園との問題、施設の問題含めてね、やはり十分協議をしながら進めていただきたいなと。ぜひ前向きな、そのことが逆にまた静寿園をやっぴり期待している人たちがたくさんいるんですよ。もう一つ大きいのは今定員を増やしたけれども、もっと施設が、いわゆる拡充もしなきゃいけないんでないかと。してもらわなければ安心できないなという人たちも本当に声としては上がっていますので、これはその次の次の課題にはなっていくかと思うんですけども、そういう部分も含めて、静寿園側にもその辺の期待が十分あるんだというところを伝えてもらいながら、いろいろな協議を、昨日の西山議員の言われたような議論の協議も進めていただければいいかなというふうに思いますが、その辺、町長いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 最初の頃の中でもそうですけども、うちの町の介護保険は100%の納付率だと。これ私が担当している時はですね、もう滞納者なんてゼロだったんですよ。これがやっぱりこの頃含めてですね、滞納者が出てきているということも、この2000年から2018年、もう20年近く経つんですけど、一つの特徴になってきていますし、さらにまた介護保険必要ないからお金を納めませんという人も出てきましたので、時代で国のやろうとしているこの介護保険制度がある意味では制度的な疲労感というのが、やっぱり国民の中にも出てきているのではないのかなというイメージがあります。ですから例えば、うちの町でいくと施設介護に対する要求度といいましょうか期待感というの大変強い。しかしそれはもう一方では介護保険料が今4千数百円が議員ご指摘のとおり、待たずしてですね、2025年度の段階を前後しながらですね、6千円どころか7千円ぐらいになっていって、施設がなければ対応できないということはもう身近になってきているんじゃないかと。在宅介護のやっぱり国が求めている在宅介護の限界というのは例えば農村地区なんかでも出てきているのではないのかと。それから一方でJAきたみらいがですね、相談業務を始めたんですけども、農閑期だけでも預かってほしいんだという状況もやっぱり一方でありますので、総体として、町の行政と福祉法人、NPOも含めてですね、それから経済団体も含めて、高齢の高齢者の方の介護をいかにやるべきかということの総体的なやっぱり検討の時期がもう迫ってきているのではないかなというふうにまず思います。それが1点です。

それから、もう一つは540万円の負担を自治体でということは、理論的にはわからない訳ではない。しかも一方では、介護度1、2含めてですね、要支援をもう介護保険から

外してしまった。そうすると自治体の負担とかですね、啓蒙活動や普及活動も含めて大変負担がかかってきているという状況も一方でありますので、この点で言うと工藤議員が心配しているように、介護保険制度そのものがやっぱり歪み、非常に厳しい状況というのは、やっぱりあるのではないのかと。だから腰を据えて国はこれらの問題について抜本的な消費税の問題含めてですね、ちゃんと考えていかないと、やっぱり成り立たないんじゃないのかというのが、やっぱり私はとっても危惧しています。現実の問題として、この負担の問題と、それから昨日もお話しました人件費を中心とする3千万円の運営費の補助を将来ここまでいったら将来的に毎年3千万円町に期待するということが本当にいいのかということも含めてですね、やっぱり経営者、運営者のやっぱり努力すべきところは一体何なのか。それから行政ではできない、成し得ないところでやるべきことは何なのかと。削減することができるのが一体何なのかということも含めて、具体的なプロセスをですね、施設の法人含めてやっぱり示してもらおうというのがまず第一段階、その上ですね、今の制度のかつて栗山方式っていう横出し等の問題も含めてですね、介護保険制度を超えて、やっぱり町としても高齢者福祉とか介護政策をどういう形で進めていくかということが、ここ近々の間に求められていくのではないのかなというふうに考えていますので、これは当然次期政権を担う町長については、この問題については避けて通れないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ぜひ、何か話が段々、施設をどうするかという、あり方の方にも行っちゃうような話なんでありましてけれども、ぜひ静寿園も大変な厳しい中で努力されていることは十分わかるんですけども、やっぱりそこに期待をしてる、あるいはそこに頼ると、頼らざるを得ないという、そういう人たちがたくさんいて、その中で自分たちの経営がどうあるべきか、あるいは町として行政として、そういう大きな声、たくさんの方をどうやってその施設介護の中で果たしていけるのかと、あるいは施設介護とか居宅介護も含めて、利用することによって、そこに町民がね、どう関わっているのかということも含めた中での経営改善、何て言うんですか、協議というんですか、それをぜひ進めていただきたい。そういう部分も施設側にも十分理解もしていただきながら、それぞれがやるべきことが何があるかというところで結論を出していただければいいかなというふうに思っております。これだけにちょっと関わることにはなりませんので、次の特別障害者手当の関係なんですけれども、これは答弁の中で早急に周知をするということになっております。これは何でこれがまた思ったかという、これ税額控除の時に所得税の控除の時に障がい者のこういう、いわゆる障害者控除が、したら何か他になかったかなという思いもあって、ちょっと探してみたらやっぱりこういうことがあるということがわかりました。それでこの手当、これは国の制度でありますから、町としては窓口業務にしかありませんけれども、でも本当にこう例えば要介護度4、5の方がやっぱり対象になる可能性は高いんですよ。その中で一定の例えば診断書の問題だとか、ちょっとハードルはありますけれども、もしそれをクリアして認定されれば、月2万6,800円何がしの手当が入ってくるようになります。手当として。やっぱりこれはやっぱり違うと思うんですよ。これをやはりしっかりとできるだけ該当になるような方向でね、例えば居宅でいきますとグループホームはるるの関係ありますけれども、これも居宅対応になりますよね、施設介護じゃなくて居

宅になると思いますので、幅が広がると思うんですよ、いわゆる受給者のね、だからそこから辺も含めて、そう多い人数ではありませんので、そういう該当になる方をまず先にどうでしょうかという訴えというんですか、周知、そこから辺についてはどのように考えておられるのか、もう一度お答えいただきたい。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 特別障害者手当でございますけれども、これにつきましては、所得要件もありますけれども、1人で扶養なしで350万円だか60万円だったか、かなり大きなくくりであるという認識をしております。そしてまた先ほどグループホームのこともお話しておりましたけども、グループホームは在宅の位置付けですので、対象になります。施設は駄目ですけど、在宅という認識の中であれば長期の入院、3か月以上の入院は対象にならないということありますけども、それ以外のグループホーム、サービス付高齢者住宅も含めて特別障害者手当の対象となります。おそらく要介護4、あるいは5で、対象になるとは思われるんですけども、通常、特別障害者手当は医師の方から障がい者についても医師の方から進められているということが多いので、なかなか医師の認識にもよるのかなと思いますので、指定医はかなりいるようなんですけども、指定医以外の主治医もおりますので、そういったところで、まず広報等で周知することと、あとケアマネージャーですね、ケアマネージャーの方もそういう情報を持っていただきたいということもありまして、ご家族に、医師に相談していただくようにということで周知していければなと思っております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜。

○7番（工藤弘喜君） ぜひ、そういった方向で、これ制度としてあるものですから、該当になるかどうかは別なところでまた決めるんでありますけれども、できるだけそういう形で2万6千円、これ3か月ごとに何かお金が入るらしいんですが、やはりそういった形で先ほど言ったように受給者本人の所得限度が扶養がなければ360万4千円以内であれば該当になると。そして扶養があっても配偶者だとか扶養義務者がいて、その金額も扶養がなければ620万円の所得の範囲であれば資格はありますよと、所得要件でいけばそういう形になって、非常にハードルは低くなるというか、そういう状況にもありますので、そういったものも利用できるような仕組みで答弁にあったようにお願いをしたいということでもあります。

時間がきていますので、次の質問に移らさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（上原豊茂君） はい。

○7番（工藤弘喜君） わかりました。それでは次の2つ目の大きな質問に入っていきます。

2つ目は、特別支援教育についてであります。

他の市町村と同様、本町においても特別な支援を必要とする園児や児童・生徒が増えてきている状況にあると思います。

本町においても「認定こども園」での発達支援事業の活用も進めながらのさまざまな取り組みや、小・中学校においては児童・生徒の発達段階にあわせた支援ということで特別支援教育事業が行われています。

これらの取り組みを踏まえ、次の点について、教育長にお伺いをいたします。

まず一つですが、美幌療育病院との連携をはじめとする発達支援事業の成果をどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

2つ目でありますけれども、これまでの一連の取り組みの中で、今後に向けての課題がないか、これについて、お伺いいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「特別支援教育について」2点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

本町の特別支援教育では、乳幼児からの各種健診や発達支援事業を通じ、医療・保健・福祉・教育が連携しながら、幼児期から義務教育期間まで、特別な支援が必要な子どもたちの継続的な支援を行うとともに、保護者との共通理解を図りながら、子どもたち一人一人に応じた「支援の継続」に努めているところでございます。

まず、1点目の「美幌療育病院との連携をはじめとする発達支援事業の成果をどのように捉えているか」とのお尋ねがございました。

発達支援事業につきましては、子どもの精神発達に応じた子育て支援や親の育児不安の軽減、子育て支援に関わる職員の資質向上を図ることを目的に、専門機関である美幌療育病院や子ども総合支援センター「きらり」と連携し、作業療法士や言語聴覚氏など専門職員を派遣してもらい事業を実施しております。

この事業は、未就学児については、子育て支援センターやこども園などにおいて年6回実施し、平成28年度からは各小中学校においても年3回実施するなど、発達の遅れや障がいのある子どもたちへの幼児期から小中学校までの継続的な支援を行っております。

発達支援事業の成果としては、発達の遅れや障がいのある子どもの特性に応じた療育指導により、一人一人にあった丁寧な支援の取り組みを行うことで、子どもの情緒面や社会性の育ちにつながっており、また、作業療法士など専門の職員とのカンファレンス等により、保護者や関係機関の情報共有が図られ、子育て支援に関わる職員の知識や技術の向上にもつながっております。

2点目に「これまでの一連の取り組みの中で、今後に向けての課題はないか」とのお尋ねがございました。

今後に向けた課題といたしましては、本町に限ったものではありませんが、近年の状況として、発達の遅れや障がいのある子どもが増加傾向にあり、障がいも重度化・重複化、多様化しております。

障がいのある子ども個々の能力や特性に応じた支援を行うためには、高い専門性を持つ職員の確保が困難であることや病院の受診においては、近隣地域に専門医療機関が少なく、受診を希望してもすぐには受診ができないなどの状況があります。

これらの状況のためにも、発達の遅れや障がいのある子どもの発達段階に応じて、一人一人のニーズに応えるため、今後においても、専門機関との連携はもとより、保健部門、教育委員会および関係機関、家庭、そして地域の皆さまとの密接な連携を図りながら、切れ目のない支援の充実に努めてまいります。

以上、お尋ねのあった2点についてお答えしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 項目では二つの項目で質問をしたところでありまして、これら両方に関わって、時間の関係もありますので、一つ、二つ、ちょっと再質問ということできさせていただきます。

今言われましたように、答弁にありましたように、美幌療育病院、あるいはきらり、それから児童相談所、これについてもちょっといろいろ調べさせていただいたら、療育病院で実績なんかも訓子府の、他の町村も含めてなんです、訓子府も結構こうここの連携を取りながら、いろんなそういう相談事業も含め、あるいは専門職の知見もいただきながら対応しているなど。児童相談所の関係なんかちょっと見たら訓子府もいわゆる障がい相談、いわゆる言語発達障害、実績の中から見てると、そういう中で協力も得ながら進めているなどということをお聞きしております。そういう意味では本当に他の町村、ある意味ちょっとこれ、こんな比較、あまりよくないんですけれども、他のこの管内的にみて、町村からみても本当に進んだ取り組み、専門機関とどうやってそういう大変な思いをしている子どもたちとの関わりを進めていくかということではしているんだなというふうに感じているところです。他の町村の議員の人とも話して、訓子府本当にすごいねと、よくやっているねというふうには言われるところもありました。それは事実であります。そういう中であって、もうちょっと具体的なんですが、そういう形で切れ間のない形をしていきたいということなんです、実際、これは子ども未来課の中で進めて、最初はね、いくんです。小学校、中学校と支援員もお願いしながらと。町の予算でやりながらということでもありますけれども、例えばもっと具体的に、発達段階に応じて、やっぱりこれは当然対応していかないと。そうなってくると、当初こう、いわゆる、何かちょっと心配だなという子どもたちが少なくとも小学校、中学校、高校と年齢を重ねていきますが、その段階に応じて、どういうふうな仕組み、対応でそれをつないでいっているのか支援を。その具体的な方策というのは本町としてはどういうふうな仕組みでつないでいっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず工藤議員の方から本町における障がいの支援に関わっての手厚い体制にあるのではないかとお話を受けたところでございますけど、まず障がいのある子や発達の気になる子はやっぱり早期発見して、早期療育することが、その子の将来的な自立につながるということで、これは認識している私ども認識しているところで、特に早期発見についてはですね、保健師の健診や生まれたら訪問したりするところで発見したり、それとかその後就学したり、育ちの中で発見されるというか、確定していくこともありますので、それらはやっぱり子育て支援センターとかこども園の中で、そういうところを発達を見ながら相談を受けながら、発見しながら早期療育に努めているところだということで、まず一つ、それらをどうつなげていくかというお話でございますけど、本町だけではございませんけど、個別の教育支援計画というものがあまして、生まれてから、俗に言うカルテみたいなもの、それが育ちの手帳に代表されるようなものがございまして、それが保護者がお持ちになっているんですけど、その発達段階に応じて、その子の特性やどのような指導を行ってきたとか、どういう医療にかかっているか、そういうものを持ったカルテ的な育ちの手帳というものがありますので、それらをつなぎながら、各関係機

関がそれを共有しながら今、支援に努めているということが具体的なお話だと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、教育長から育ちの手帳の話がありましたけど、これを一つのツールとしながら、道具としながら、つないでいくと。自分も育ちの手帳というのはあるよなということで、ちょっといろいろ調べたんですが、各市町村ややっぱりいろいろやっています。このオホーツク版の、いわゆるオホーツク版がありますけども、これはこれでまたいいんだと思いますけれども、なかなかこれちょっとオホーツク版、本当に訓子府の実態に合うかどうかも含めてどうかなど。そして保護者の方がこれをもってやっていくということであれば、どうかという思いも実際したところですよ。それで例えばここに清里町だとか羅臼町、これちょっと特徴的なんですけども、非常にこう保護者の方が、この次の質問とも関わるんですけども、やっぱり一番こう馴染みやすいというか、そしてつなげていきやすい内容にどうするかというのがもし、当然考えておられるんですけども、やっぱり訓子府版というのかな、こういうのはぜひ工夫されて、これがやっぱり有効に育ちの中で活用できるようなものというのはいよいよ必要になってこないかなというふうに思っているんですが、この点についての考え方というのはいかがですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、オホーツク版の育ちの手帳というのが各市町村の中でベースにございまして、それで本町の中でもやはりそれだけでは足りない部分もたくさんあるということで、昨年度からこども園、小、中学校、高校も含めて、担当者が訓子府版の育ちの手帳を今、構成しているところで、今、今年度中にはその辺のところを今作成するように今準備を進めているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それはよかったです。ぜひそういった形で、当然やっぱり訓子府進んでいるなどと思います。そういう意味で、ぜひそういう部分でやってほしいということです。それともう一つはよく話を聞きますのは、子どもの発達段階に応じた、いわゆる一人一人のニーズに応じた取り組み、対応というのが大事だということと、もう一つ大事なのは保護者の方々にどう対応するのかという問題、これは各関係機関の中でも当然出てくる話かもしれませんが、本町として保護者の方たちの心配とか、あるいは発達、この療育問題に対する適切な知見というんですか、認識というか、それをどのような形で関わりを持って進めようとしているのか、その考え方だけちょっとお伺いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、工藤議員おっしゃったように、子どもに対する支援も大事ですけど、やっぱこう日常生活的に関わっている保護者への支援が最も必要な部分もあると思います。そのような中で本町においては、在籍するところがいろいろあります。例えば、支援センターだったりこども園だったり小中学校だったりして、それをつなぐ部分で言えば子ども未来課に配置している発達支援を担当している保健師が総合的な調整役をしながら、その辺の調整を含めてですね、今、行っているところであり、先ほどご質問にあった発達支援事業で申し上げますと、例えば発達支援事業に美幌の療育病院の専門職員やさらりからくる職員と一緒に保護者も来ていただいて学校生活の様子を見たり、それとか保護者から家庭での生活を伺いながら、それでその子の特性がある部分をどう見直していくと

いか支援をしていくかということ保護者も含めてですね、一緒になってその子のための丁寧な今、支援を行っているところがございますので、それらも継続的にやっていくことが私自身は必要なことかと思っております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ぜひ、全体的な方向性を聞かせていただいたんですが、やっぱりそういう本当に大事なことだと思えますよ、やっぱりそういう保護者の方々の心配、不安も含めて、最終的にはやっぱり就労という部分も出てきますよね、こういう子どもたちの、その部分も踏まえた、これはやっぱりそうなってくると単にそこだけじゃなくて、全ての関係機関も含めて、いわゆるいろんなところがやっぱり関心を持っていかなければならない状況もありますので、行政としてはやっぱりそういう部分も含めて、そういう人たちに対する周知とか啓蒙も含めた取り組みというのは、どこか要所、要所でやっていかなきゃならないこともあるんじゃないかなというふうに思っております。

それで本当に時間も最後になりましたので、最後にね、議長にちょっと申し訳ないんですが、質問通告の質問の答弁として教育長だけということ今やっているんですが、これから質問する中身については、ちょっとどうしても町長の答弁も必要かなというふうに思っていますので、その点ちょっとお許しをいただければ、町長にもちょっと質問したいなということ、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 関連するものであれば。

○7番（工藤弘喜君） 関連します。

○議長（上原豊茂君） はい。

○7番（工藤弘喜君） よろしく願いいたします。申し訳ありませんでした。

実はね、この問題をやっていく中で、療育病院、美幌の療育病院の関係でいろいろ話を聞いていく中で、あそこ発達外来ということで先生がいて、そこで診察をしながら、そういうこともやっております。それでこの問題につきましては、未来課の山本課長とも何回かこう議論してきて、教えてもらったりしていく中でやってきたところなんです、どうも美幌療育病院も発達外来を医師不足とか医師の偏在という問題、非常にあるんですけども、大変になってきていると。それで訓子府は課長の話では当面問題ないと。発達外来の、ただ時間はかかると。待ち時間が出てくるという話は療育病院の方でもしているんですが、そういう中にあると。それともう一つ言えば、なかなか医師の偏在、医師不足ということもあるし、もう一つこの、言ってみれば大きなくくりの中で考えると、北海道として見た時にこういう事業というのはやっぱり所管は保健福祉部でしたか、そういうところなんですよね、この問題は。発達障害、いわゆる子どものこの療育に関わる部分。そこがやっぱり所管して責任を持ってやるという形でやっていますので、そこで思ったんですが、これは訓子府だけの問題じゃないんですが、療育病院の方も大変だと、医師不足。それともう一つは例えば学校の問題ありますよね、訓子府なんか手厚く、いわゆる何て言うんですか、支援員というんですか、独自に単費でお願いしてやっていると。果たしてそれがいいのかどうかも含めて、北海道として、こういう子どもたちに対する支援、あるいは教育も含めて、本当にこのまま、今のままでいいのかということと、本当に甚だ疑問ではないかなと思っております。で、そこら辺ではやっぱり一番ものを言わなきゃいけないのは、その町の町長、首長ではないかなというふうに思っていますので、そういった部分が

本当にこれからこのままでいいのかどうかも含めて、声を上げて言ってもらいたいなと私は思っているんです、これは訓子府だけじゃなくて、この管内的にみてもやっぱりそういう声、発達、こういう困難を抱えた子どもたちが増えているという状況も踏まえながら考えた時にはやっぱり北海道として、道教委も含めて、本気度をもってあたるべきだということ言うべきではないかなというふうに思いますが、その点、最後に答えをいただいて終わりたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご存じのとおり限られた発達支援の療育関係の医師というのは、この管内では帯広とかですね、旭川等々に専門のドクターがいてですね、私どもの子どもたちがそこに行ったりして指導を受けたりということをやっていましたけど、近々ではやっぱり美幌療育病院を中心として、それから児相ですね、含めてやっていると。しかし、私どもの町を見ても発達に何らかの障がいを持っている子どもたちというのは、やっぱり増えてきているというのは実態でございますので、もう今の医師数では当然足りないということと言われるとおりであります。私は今、議員ご指摘のとおり管内の期成会、それから町村会の総務文教厚生委員長も兼ねておりますので、これらの場を通じてですね、保健福祉部、あるいは厚生労働省も含めてですね、意見を言う場がございますので、積極的にこういった発言をしていきたいと考えておりますので、また、かなり管内的な実態もやっぱり把握していかなければならないということもありますので、ちょっと時間をいただきながら、心しまいたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

1分です。

○7番（工藤弘喜君） これで全体的な質問は終わらせたいんですけども、今言ったように、これは決して訓子府だけじゃなくて、やっぱり管内的に抱えている、また自治体によっても確かに温度差があるんですよ。この捉え方については。訓子府のような進んだところもあるし、なかなかそうじゃないところもあるというのもまた現実でありますので、ぜひそういったことがこの管内のね、町村会の中でも議論をしていただいて、本当にいいのかという議論の、言ってみれば、導きも大事になってくるのかなと。そういう中で北海道に対して本当にこれでいいのかという、やっぱり声を上げるということの大切さも大事なかなというふうに思っていましたので、ぜひそういう点で町長には、次はわかりませんが、できればそういう形で進めていかざるを得ないんでないかなというふうに思っております。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで午前10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、8番、須河徹君の発言を許します。

須河徹君。

○8番（須河 徹君） 8番、須河です。質問通告書に従いましてですね、質問1点目、想定外の自然災害発生時の対応についてを伺いたいと思います。

近年では、都府県はもとより道内においても想定外の自然災害が発生しております。本町は地震をはじめ、想定外の自然災害が少ない地域であると考えられています。今年発生した北海道胆振東部地震をはじめ、近年発生した集中豪雨の被害や広範囲にわたる降雹、豪雪被害など、予測不可能な自然災害が発生しています。自然災害発生の実態を見据えて、町民の生命、財産を守るためにも、対策の見直しが必要であると考えます。町長の考えを伺いたいと思います。

一つ目に、本町の自然災害対策の現状と課題を伺います。

二つ目、避難施設および避難経路の町民への周知と課題を伺います。

三つ目に、厳冬期の自然災害における行政と町民の役割の範囲を伺いたいと思います。

4番目には、住宅の倒壊、土砂崩れなど発生時の人命救助体制を伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「想定外の自然災害発生時の対応について」4点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

まず1点目に「町の自然災害対策の現状と課題」についてのお尋ねがございました。

近年、世界中で異常気象による自然災害が発生しており、本道においても平成28年8月には台風が1週間のうちに3度も上陸し、人命を奪うなど、甚大な被害をもたらしました。

また、本年9月6日には、道内初の震度7を記録した北海道胆振東部地震が発生、さらに北海道全域の大規模停電、ブラックアウトが起こり、生活・経済に多大な影響を及ぼしました。

自然災害に対する町の対応は、災害対策基本法に基づく訓子府町地域防災計画を基本に進めることとしております。

今回の大規模停電を例にその概要を申し上げますと、停電発生直後に職員が役場に登庁、すぐさま情報収集を開始し、また窓口業務等の継続に向けコンピュータシステムの調整作業、午前6時には災害警戒本部の立ち上げ、パトロール班による町内広報と状況確認、町内会長・実践会長に対する状況の連絡、防災メールやホームページによる情報提供、水道施設の点検や配水池への発電機配備などによる給水確保、17時には自主避難所を開設、そのほか小中学校の集団下校措置や公共施設の開館時間の調整など、後処理も含め、3日間にわたり、町、消防、警察などと連携して対応に努めたところでございます。

自然災害対策の課題としましては、種々ございますが、まず、今回の全道規模の大停電では、これまでの想定をはるかに超える事象でありましたが、停電に限らず、他の災害も含めて、限られた財源の中で、どこまで想定して、どのように備えるか、その見極めが課題の一つと言えます。

また、9月に起こった大規模停電が、仮に厳冬期に起きた場合、人の命に関わる重大事故に及ぶことも想定されることから、町民や事業所などにおいて、暖房器具や燃料、照明など必要な備えを日頃から行っていただくことや、どう行動すべきかなどといった危機管理意識をさらに高めていくことも課題といえます。

2点目に「避難施設および避難経路の町民への周知と課題」についてお尋ねがございました。

避難施設の住民への周知に関しましては、毎年、広報などで周知を重ねており、また、平成29年3月には、訓子府町防災ガイドマップを作成し、全戸配布をさせていただきましたが、その中で、災害種別の指定避難所と浸水時の避難経路を示すなど、周知徹底に努めているところであります。

このほか、各地域で行われている防災訓練を通じ、避難経路の危険箇所や避難方法などを身近な地域でお互いに確認し合っているところであります。

課題としましては、町側から一方的な周知活動だけではなく、先ほど申しあげました各地域における防災訓練の実施や、自主防災組織の結成と日頃の活動は、有事の際に大いに役立つものと考えており、今後さらに、こうした取り組みを促してまいります。

3点目に「厳冬期の自然災害における行政と町民の役割」についてのお尋ねがございました。

厳冬期の大雪や暴風雪などといった自然災害は、人命をも奪う大変危険な災害といえます。さらに、建物の損壊や停電を引き起こす場合もあります。

行政の役割としては、気象情報などを入手し、どのような災害が想定され、人命最優先でどのような対応が必要かを判断し、対応することが必要と考えております。

町民の皆さんについても、行政同様に気象情報の入手や予想される事態にどう対応すべきか自己防衛のための行動をとっていただくことが必要ではないかと考えております。

4点目に「住宅倒壊、土砂崩れなど、人命救助体制」についてのお尋ねがございました。

人命救助体制は、基本的に町が総合的な調整役となり、消防機関、北見警察署と共に救助にあたることとしており、災害規模によっては、自衛隊への派遣要請を行い、さらに国、北海道および他の市町村への応援要請を行うこととしております。

以上、ご質問のありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） ただいま質問に対しての行政側の対応、非常に充実した対応の説明をいただきました。そんな中で本年ですね、非常に大きな地震が発生したということに焦点を合わせませばですね、自然災害発生への対応についてということでございますけれども、自然災害といいましてもですね、先ほど町長が言いましたように、非常に多種多様、防風、豪雨、豪雪、洪水、地震、高潮、津波、噴火などがあるという具合に設定されております。本町においては、高潮、津波、噴火、この辺の自然災害については想定外の災害が少ない項目かなと、地域だなと考えられております。そんな中でですね、本年、地震についてはですね、9月6日、3時に発生しました北海道胆振東部地震によりですね、全道どこでも震度7の地震が発生する可能性があると考えられるようになりました。日本で震度7を観測した地震がですね、1995年の阪神淡路大震災、これは多分皆さんの記憶に残っている地震だと思います。その9年後にですね、2004年の新潟中越地震、それから7年後の2011年の東日本大震災、それから5年後の2016年の熊本地震、そして本年2018年の北海道胆振東部地震、この5回がですね、震度7を超えた地震だそうです。先ほど申しあげましたように1995年の阪神淡路大震災から9年、7年、5年、2年と非常に地震

の発生間隔が近くなってきているという状況を踏まえまして、非常にこのことがですね、いつでもどこでも本町においてもですね、震度7の地震が起こる可能性があるという具合に考えられるのではないのかなと思います。本町では一般的に自然災害も少なくですね、地震災害に対する危機意識も少ない傾向にあると思います。そのような環境の中ですね、今年度、耐震不足と判定されましたスポーツセンター建て替え事業について実施されている訳でございますけど、この事業について、この災害意識とですね、含めまして、災害対策および避難施設の役割を含めですね、スポーツセンター事業の効果と評価についてですね、どのように考えられているか伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 現在、建て替え中のスポーツセンターにつきましても、以前、町の避難施設として指定しておりましたけども、現在、建設中ということもありまして、指定避難所からは除外させていただいております。完成後につきましては、スポーツセンターにつきましても、結構な収容人数が多いということもありますので、再度指定の予定ということで進めていきたいなというふうには思っております。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） スポーツセンターについては完成後に避難施設になるということでございます。非常に大きな避難施設ができるなということを感じております訳でございますけども、教育施設の耐震状況についてですね、学校の体育館とかというのは緊急時、いろいろな災害があると思いますけれども、緊急時の集合場所およびその施設が維持できればですね、避難場所の役割というものを持つと思いますけども、震災で被災された映像を見る時にですね、各そういう施設の、これは学校施設ばかりじゃなくて、避難施設ということも含めましてですね、天井が落ちたり、窓ガラスが割れたり、飛散している状況がですね、よく映像で映し出されているような状況でございますけども、その辺の避難所の基準はどのようになっているのか、それからまた学校施設を含めましてですね、天井や窓ガラスの耐震化というのはどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、基準の関係ですね、災害避難所等の基準はどうかということでございますけども、今回のスポーツセンターの建て替えに伴う新スポーツセンターのことで言いますと、建築基準法に基づいて作っているということと、公共施設だということと不特定多数の人が多く利用すること、それと災害時の活動拠点と想定されることから、官庁施設の総合耐震計画基準に基づいて作っているところでございます。これは具体的にどうかといいますと、重要度といいますか、そういう施設が通常の建物と違って重要度、割り増し25%、係数にして1.25なんですけど、25%割り増しをすることになっておりまして、大地震後ですね、構造体の大きな補修することなく建築物を使用できることを目標としまして、人命の安全確保に加えて機能保全確保が図られるということで、そういう基準になってございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） ただいま、須河議員の方から学校施設、教育施設の関係の耐震の状況ということでご質問がありましたのでお伝え申し上げますけども、学校施設につ

いては基本的には避難所の指定の開設については災害対策本部や町の機関により要請を受けて学校を避難所として開設をする手順となりますけども、耐震につきましては、これまで耐震診断を行い、必要な処置、訓子府の小学校と居武士小学校については、それで耐震化の工事を実施をしてきているところです。訓子府中学校につきましては、昭和56年以降の建物ということで、耐震の基準については昭和56年以前の建物が耐震化の診断を行い必要な措置を講ずることとなっておりますので、それ以降の建物ということで既に耐震化をクリアした建物ということで判断しておりますので、そういったことをご理解をいただきたいと思います。

あと天井と窓ガラスの耐震というのは、特にその部分の耐震というのは基準がございませんので、あくまでも構造というかね、壁だとか天井だとかという部分の耐震基準になりまして、あとその他に体育館では照明施設、天井から吊り下がっている照明だとかというのは、その都度、点検をするということで文科省の方から指示が出ておりますので、そういったことに対応しているということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 建物についての耐震化はきちんと進められているという理解でおります。非常に何て言いますかね、天井、屋根等のああいふ映像を見ます時にですね、その中で子どもたちが授業を受けていたりした時にやはり落ちてきてというところも踏まえますとですね、震度6弱でですね、天井とか窓ガラスが割れたり落ちたりするんだと。それから震度6強ではもう立って歩いて動けないというような説明もあるようでございます。できるだけそういうのも想定した中でですね、施設を管理をしていただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 子どもが例えば学校にいた場合、地震を想定した場合のお話をさせていただきたいと思えますけど、まず学校の防災教育という部分では、子どもにまずは自分の身は自分で守るということを基本としながら進めているところで、例えば今、想定されるとしたら教室の中で地震が起きたとしたら、まず机の下に潜り込んで収まるまで待つとか、例えばあと窓ガラスから離れたところで身を縮めて備えるとか、例えばそういうその場所の想定をしながら今やっているところで、須河議員ご心配の例えば天井とか例えば照明の部分でよく映像にも出ますけど、そこは学校の点検の中で危険性があるかどうかを踏まえながら、その辺のところを今やっているところで、まず災害に応じた子どもの対応が一番大切だと思っておりますので、その辺のところをご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 全くそのとおりでありましてですね、本当に子どもたちの安全を考えた対策は十分にやられているんだなという具合な理解をしております。その中でやはり自分の命は自分で守るんだというような教育長の言葉もありましたようにですね、非常に気象変動に行われる自然災害についてはですね、暴風雨とか豪雨とか豪雪、洪水についてはですね、基本的には気象予報ですか、気象予報である程度予測とか予知ができる状況にあるという具合な理解をしております。やはり町長含め、行政の皆さんは町民の命を守るための対策、施策をですね、しっかり求められているところでございます。その中、

まずはやはり今、教育長が申しましたようにですね、町民一人一人が自分の命は自分で守ると。この危機意識がなければですね、なかなかしっかりとした対策はできないのではないのかなと思います。特に厳冬期においては豪雪の中での移動や寒さの中での体力維持など多くの対策が必要であります。町民の高い意識を持たせる、持ってもらうための施策ですね、これをどのような具体的な取り組みを考えているのか伺いたいと思いますけども。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 先ほどの地震のところ、先ほどの質問の中でもちょっと戻りますけども、指定避難場所としては学校などの施設も指定はしておりますけども、緊急指定場所ということで、例えば地震が起きた場合については、屋内にいるのが危険だということであれば屋外のグラウンドですとか、そういうところが緊急指定場所になっておりますので、そこにいったん避難して、それから安全を確認して建物に避難するだとか、そういう形で避難の方を進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、ただいま3点目に自分のことを自分で守るということで、そういったことをどういうふうに住民の方に周知しているかということをございますけども、確かに西日本豪雨でも非常に避難施設とか避難経路に対する意識なんか非常に低かったということが指摘されております。ただ、防災ガイドマップというのが、それぞれの自治体でも作っておりますけども、浸水想定区域というのが大体ほぼガイドマップで作ったのと一致していたというようなことも実態も踏まえすと、やはりそういう全戸に一答目でもお答えしましたけども、防災ガイドマップを全戸に現在配布しておりますので、おそらくほこりが被らないようにですね、できるだけ地域の中で、地域での自主防災活動ですとか、そういった時に開いていただいて、見ていただくという活動をしてもらうということが大事かと思えます。

それから現在各地域です、町の方で自主防災組織の結成も促しております。現在8組織出来上がっておりますけども、できるだけそういった組織を広げて、それぞれの自主的な活動を促して、より身近な地域です、防災に目を向けていただくということが大事かなというふうに思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 今の各地域の防災対策においては、平常時の状況での対策はしっかり取られているという具合な感覚をもっております。これが実際にですね、実際に起きた時の想定というのはどの程度住民の皆さんとの共有の意識を持たれてやられているのかなというところはどうか、伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 実際、有事の際のですね、そういった意識という点で申し上げますと、日頃からは私どもも防災に対する意識付けということで、いろいろ周知させていただいております。ただ、先ほども申し上げましたように、できるだけその地域の中です、有事の時には、こういう行動を取らなきゃならないとか、そういったことは地域の中でも話し合ったりとか、確認しあったりとか、情報を得たりとか、そういうことが必要なのではないかなというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 非常に発生時の対策というのは非常に難しいと思いますし、やは

り各地域の住民の方とですね、密な情報交換とか実際の行動を考えていかなければ、なかなか想定の中ではしづらい対策だとは思いますが、このことについては、やはり地震においてはどこでも発生するかわからないという状況の中が、今一度ですね、検討する必要があるのかなという具合な考えにあります。

次にですね、災害発生時にですね、住宅の倒壊とか土砂流亡とか発生します。その時には確かに先ほど説明がありましたように消防団とか自衛隊、警察の活動が重要であるというような説明ございました。これで人命救助の土砂撤去など、これ非常に大きな機械、重機等の投入も必要であるというのが現実にはそういう具合な状況になっております。これは例えばですね、本年3月の第1回の定例議会の時にですね、想定外の大雨がありました。それはもう皆さん多分記憶にあると思います。その時の状況はですね、雪割り作業の実施前のためですね、急に大雨が降ってですね、水路があふれですね、農業用のハウスとか圃場が浸水するというような被害が発生しました。これはですね、確実に雪割り作業を行う作業用の重機がですね、なかなか手配できないというような状況になってですね、作業が遅れですね、水が上がってきてしまったというような状況でございます。これ例えば今、水道施設ではですね、各施設等でもですね、耐震の工事をやられている訳でございますが、自然発生、これ地震ですけども、その時の復旧、復興のですね、特に発生したというような緊急事態ですね、その人命に関わるとか、倒壊されているところを撤去するとかというような事業の時に非常に重機の不足というのが大きな問題点となると思うんですけども、その辺の考え方はどういう具合な見方をされているかを伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 一答目でもお答えしましたが、そういう救助の際につきましては町の方が総合調整役となりまして消防、それから警察機関と連携しながら進めることになっておりますが、消防の方でもですね、消防が保有する資機材では災害活動が困難な場合に備えまして、平成25年に建設業協会と消防活動等の実施に関して協定を締結しております。そうした中で建設業協会等の協定等に基づきまして、例えば重機を出してもらうだとか、そういったことの対応もあると思います。それからよっぽど大きい災害救助が必要ということになればですね、道とのホットラインで自衛隊の方も要請しまして、自衛隊の方に救助の要請をするだとか、そういった形で災害救助の方にあたっていくということで確認合っているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 非常に細かいところに入ると思うんですけども、建設業協会との協定を結ばれているということで、これは訓子府のまず建設業協会なのかということと、それから協定を結ばれている協会にですね、一体何台ほどの重機が用意されているのか、それからその依頼して現場で使えるような状況になるには、どういう手続きが必要なのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 町の建設業協会の方と締結させていただいております。それから重機の台数につきましてはですね、台数までの内容まで盛り込んではないということでご理解いただきたいです。手続き的にはですね、協会の方にまずは連絡して出動してもらおうと。それに必要な書類等につきましては後できちんと整備するというような

区分になるかなというふうに思います。ちょっと消防の方の締結の内容ですので、ちょっと手元にごさいませんので、申し訳ありません。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 今の建設業協会との流れはよくわかりました。ただどうしても大型の重機が少ないなという印象は持っております。その確保というのも当然考えなきゃならないのかなと。それともう1点なんですけども、今年の3月の時にも川があふれたということの状況の中で例えば山林川の河口で工事業者さんが入ってですね、やっぱり大型の機械が3台も4台もあったという状況もあります。それからその前の年ですか、ケトナイがどこかのところがあふれた時にそのところもやっぱり業者が入っておられて大型の重機が3台か4台あったんですけども、そういう非常事態の時にですね、そういう建設関係の重機等の使用とかの関係というのは結ばれていないんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 例えばのケースですけれども、今、現場に入っている重機はたまたま工事にきている現場の車の重機の話だと思うんですけども、これについては原理原則でいけば発注元がうちでないというケースがあったり、そこの契約の中でやって、たまたま1回1回下げないで置いてあるという、たまたまそこで災害が起きたというのは、あと業者の良心というんでしょう、何て言うんでしょうかね、それに委ねることもありますし、そのオペレーターもいないということもありますんで、そのことについては強制するという面では難しいかな。ただ、これはたまたまうちだけの災害の場合でない場合もありますんで、例えば北見地区の建協ですとか、網走管内の建協ですとか、そういうところの提携というものはあるかどうか別にしましてね、今のところうちとは結んでないんですけども、そういうようなこともあるから、たまたまうちの方は町内の建設業者で持っている重機だから大きさも多分そんなに大きな山田産業とか訓子府貨物ぐらいしか大きいユンボとかってある部分でいけば、そのぐらいの想定しかしてないけども、いざ、今、須河議員おっしゃる災害でいくと、大規模な地域での災害、訓子府の河川だけの災害、ちょっと扱いが違ってくるという部分ありますので、例えばうちだけであれば北見のどこかに要請するとかっていうこともありますし、開発建設部、土現ですとか、自衛隊ですとか重機出してくれるという話もありますんで、ただそれまでお願いするような事態になれば、うちだけの災害じゃないと思うんですよ、だから全体的にうちの職員も少ないこともありますし、業界が全部集まっても全部対応できないという状態もあるもんだから、だからその部分、部分でどうなるかという判断をしなきゃならないし、できればそういうような川でたまたま工事中に重機が置いてあれば、それもどうするかというのは今後検討していかなきゃならないけれども、あくまでも出せとか、地域の人がいって、そういうことにはなかなか難しいから、ケースバイケースになるんじゃないかなって、できればお願いしたいところがあるところかと思っておりますけれども、これはちょっと頭に入れて検討したいなと思っています。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） やはり今のご答弁をいただきましたかっただのと、非常に大型の事業、訓子府町発注でないにしてもですね、そこに重機があるということがもう現実な訳ですね、春の現状からいけば、工事現場の人がやっぱり水があふれて自分の工事現場をやりながら

ですね、その上^{かみ}の農業者の方のところまで距離を延ばしてやってくれ、多分それはもう気持ちでやってくれたと思うんですよ、その状況を見てですね、ですからそういうところも含めて、本町の発注事業じゃないにしてもですね、そういう協定が結ばれてればですね、それはオペレーターの関係もあると思いますけども、町内の整備をやっている事業であるということも踏まえましてですね、何とかそういう協定を結んでいただきたいなというような、これは要望でございますので、検討していただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 今の話、一般的に動かせるというかね、鍵付いてるかどうか別ですよ、人がいれば一般的にはやってくれるでしょう、頼めばそこで。ただ、協定を結んでやるということの意味合いは何かという部分ありますんで、例えば、それを必ず出ささいって、もし川の水に重機が流されたとかって、そういう時の補償をどうするんだってということあるから、軽々に民間の会社としては、何でもかんでも出しますよって論理をうちが強制するということにはならない。だから協定の難しさってあるんですけども、ただ、協定というのはどこまで責任を持つんだということが出てきますんで、それを踏まえて一般的にはそんなことまで想定しないで協定を結んでいるんでしょうけども、助けてくれるという部分だけでしょうけども、現実的には、そういうことがあるから、もしそれはできませんと言われたら、それで終わっちゃうこともありますんで、できれば一般的に災害ですから、やってくれると思いますけども、良心に頼るしかないのかなって。全部を網羅して全部の業者ということには、なかなか難しいというのも現実かなと思っていますし、今まで目の前に人がいれば別ですよ、いなくてやってくれなかったというケースないと思うんですよね、いれば、重機のそばに動かせる人がいればですね、多分、いやこれ関係ないからやりませんわというところはあんまり聞いたことないな。やってもらえるかなという部分が多いかなと思うんですよね。元々うちの重機を持っている山田産業でも訓子府貨物であっても、どこの建設業者であっても協定結ぶ前でもちゃんとやってくれましたよね。一般的には、だから個人のことであだこうだということはちょっと別の話で、公共的にいっばい災害でどうなるという部分があるとすれば一般的にやってもらったし、当然やるべきが業者の使命ということもあると思いますよ。全部が全部、協定を結んで、あだこうだという話ではなかなかなくてということは思ってますけども、一応そのことも一つの課題ですから覚えておきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） その辺はよろしくお願ひしたいと思います。これは私も今年の10月13日ですか、災害訓練ですか、やられましたですよ、やはりその訓練に立ち合わせていただいてですね、災害発生時から行政の災害対策本部、町長を中心とした本部を立ち上げてやられた。そのことについてはですね、しっかり引き継がれているんだということも認識いたしました。その中でですね、やはり、何が気がかりかという、町内会とか消防団、自衛隊との防災訓練に関しては本当に素晴らしい状況だという具合に判断していますけれども、やはり本当に想定ができない、想定ができないという言い方おかしいんですけども、そういう時にですね、やはり注意していただきたいのは人的災害の状況の時にですね、その時問題、どこが問題なんだともうひと掘りしていただきたいなという感想があります。それは町民の方が避難されてきました。それリヤカーに乗って避難してきまし

た。という状況でしたよね、夏の場合は。ところが冬になると果たしてそういうことが可能なのかとか、そういう面も含めて考えられてはいるとは思いますが、そういう視点での、もう少しといいますかね、精度の高い防災対策をお願いしたいなと思います。これで災害については終わりますけども、町長の方から何かあればお願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員ご指摘のとおり災害は想定できない、あるいは考えてもいなかった時に起きたりもするということでもあります。冒頭の質問にありましたようにスポーツセンター、その前に学校が私が町長になっていち早く耐震の補強をさせていただきました。少なくとも昭和57年前に建てた建物、あるいは耐震の結果をやって震度5強がくれば倒壊するだなんて施設は、特に子どもたちの学校関係については、ただちに整備をさせていただきました。ただし災害はガラスの破片とかそういったことが起きるということはあり得ますので、倒壊はしなくても揺れてガラスが割れたりとか、いろいろなことが起こりますので、それらは各学校を中心にしながら子どもたちの防災訓練を行っている。そしてまたスポーツセンターについても震度5強で倒壊する恐れがあるという診断結果が出たことによって、私自身は避難箇所としての重要な役割を持っていますので、あれは建て替えをさせていただくという決断をさせていただきました。それは今となってみれば、ある意味では学校の避難所というのはいつまでもそのまま閉鎖できない、学校を開始しなければいけない。しかしある意味ではスポーツセンターとか社会体育、社会教育施設というのは一定期間は住民の安全の避難場所としては有効な施設ではないのかということを考えていくと、お金はかかりましたけども、やっぱりやってよかったなというふうに思っております。実際には最近言われているのは避難場所ですべて必要なのはTKGということがよく言われています。すなわちそれはトイレであったりキッチンであったりベットであったりという、こういったことが避難所の中ではさらに整備していくということが大事なんではないか。これも災害を通じてですね、いろいろな反省から出てきている。うちの町もこの間、ブラックアウトがあった段階で発電機がない、こういったことをどうするのかということで、防災の器具の購入等もですね、非常にやっぱり少しずつですけど強化している。それからダンボールベットなんか等も含めてですね、町民みんなの分はないにしても、とりあえず緊急の場合についての、そういったものについてもですね、補強しながら拡充しているという状況でありますので、ご理解をいただきたい。

それから自助、共助、公助という考え方。

防災訓練を何とか2年に1度やったりですね、それから図上演習もやったりしていますけれども、ちょっと今、私が見てて気になっているのは、実践会地区やっていないんですよ。これはね農繁期でね、なかなか時期を設定して、消防、自衛隊、警察も含めた総合的な訓練を実践会地域でやっていないということもあります。これ実践会長会議なんかでも検討していただいて、できるだけ農閑期の中でそういったことができないのかどうか。ただ私はね、一昨年の水害があった時に僕は駒里の訓子府川が印象的だったというふうに思いますけども、あそこの時に駒里の実践会が率先してやっぱり出てですね、土のう積みやら、町と一緒にですね、北栄の人も含めてですね、あれ佐々木さんの住宅がもう倒壊しそうな時にですね、地域の力を上げてやっていったということを考えていくと、やっぱり地域力というの、ものすごく大事なんだなって感じをしています。そういう

点でいくと、特に小河川を持っているのは実践会地区が多ございますから、これらについても実践会なんかの協力を得ながら、そういった日常的な防災訓練をですね、ちゃんとやっていきたいなと思っています。

災害対策本部をひくってことは、個々の対応はもうできない。すなわち全町的に自衛隊含めてですね、安全の確保のために、救助のためにもう立ち上がっていくということが想定されていますので、それにしても1級河川の例えば国の河川の常呂川、これはもう当然、土木現業所や開発局が中心になって、我々と一緒になってやっていく。それから道河川については北海道が中心になってやっていく。だから例えば実際にやって、タンノメム川とかそういったものが氾濫しそうだと。これは土木現業所というか、北海道の管理です。だからそこから丸建に直接電話して重機を出させるなんてこともですね、これはもうあり得ます。だから全体として小河川の町の管理の河川については、私どもが町内業者とも連携しながら確実に重機の確保とただちに対応できるような状況だけは確保していきたい。もちろんその他にコカ・コーラとかいろんなどころとも今提携しておりますので、総力を上げてですね、災害を最小限にとどめながらですね、復旧・復興を確実なものにしていく体制というのは議員のご指摘のとおり進めていかなければならないんじゃないかなというふうに思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） この件については、これで終わりますけども、やはり私はこの4年間の任期の中でやはりスポーツセンター、本町においては震度7、こんな大きな地震は来ないだろうという想定の中でございましたけども、やはりこのスポーツセンターをしっかりと地震に耐えられるですね、避難施設を作られたと。このことは非常に今後、何かあった時にはですね、大変大きな効果、成果だとは思っております。

それでは次に、第2点目の質問に入りたいと思いますけども、農業振興対策について伺いたいと思います。

一般的な農業担い手の現状としてですね、農業従事者の減少や高齢化、新規就農者が少ない、要因として作業が汚い・きつい、収益性が低いなどとの問題点があります。課題として新規就農者には農業者参入資金の軽減や、運転資金の確保など、後継者には他産業並みの所得確保、経営の規模拡大と経営の効率化、農業機械の更新、農閑期における収入の確保などがあります。本町の将来における農業振興対策について伺いたいと思います。

一つ目に、本町農業担い手の現状と課題を伺いたいと思います。

二つ目に、課題解決の一つとしてですね、ロボット技術や通信技術を活用した次世代の農業を目指すスマート農業への研究、研修、それから試験等の導入について伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「将来における農業振興対策について」2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

1点目に「本町農業担い手の現状と課題」に関してのお尋ねがございました。

農業の担い手としての認定農業者が町内に現在276名おります。既存農家の約93%が担い手という位置付けになっております。

また、新規参入として農業経営を開始するにあたり当初5か年の計画認定を受けた認定

新規就農者が本町に現在3名おり、こちらも将来の担い手に位置付けられております。

課題としては、本町農業の経営形態は家族経営が主であるため、後継者不在が担い手の減少に直結し、残った担い手で既存の農地を引き受けていく構図となっておりまして、1戸当たりの作付面積も過去と比べ拡大しており、労働力不足による作物の適正管理や効率的な作業に今後支障が出てくるのが懸念されます。

先般、訓子府町生産者組織連絡協議会研修会で、この15年間の作付推移や今後の組合員動向および農地移動シミュレーションが話題提供として示されました。15年前と比較し各作物の作付面積や作付手法が大きく変わっており、畑で重要な輪作体系をどう維持していくかも課題の一つと捉えております。

また、今後も離農があった場合、ますます個々の耕作面積が増えることが想定されますが、規模拡大を希望する農業者や後継者がいるか否かに関し、地域の差が大きいことが明らかとなっており、農地流動化が難しくなってくるのが予想されます。

本町としては、やはり既存の家族経営が今後も訓子府農業の主たる部分を担うと認識しつつ、既存の家族経営の円滑な後継と、家族労働力で大規模化に対応できるような支援策を関係機関と連携しながら検討していく時期に来ていると考えております。

2点目に「担い手課題解決としての、ロボット技術や情報通信技術を活用した、次世代の農業を目指すスマート農業への研究、研修、試験導入などの支援」に関してお尋ねがございました。

人口減少社会において、農業分野においても人材確保は難しくなっていると伺っており、家族労働力を主に農業経営を考える上でスマート農業の技術を活用することは今後において大変重要であると認識しております。

トラクターの自動操舵や自動運転技術等の進歩は目覚ましいものがありますが、それらを使いこなすための通信網の整備が農村部では遅れている状況で、先日の自民党移動政調会において電気通信業者による光ファイバー等の整備に対して支援するための確実な予算措置等を要望してまいりました。

しかし、GPSやRTK基地局からの補足情報を活用する手法も、技術革新が進む中で過渡期の段階であると伺っており、その動向を注視してまいりたいと考えております。

これまでも、北見農業試験場やホクレン訓子府実証農場等と連携し、スマート農業に関する研修会を本町で開催してまいりましたが、今後もこのような取り組みを継続するとともに、試験導入等の支援に関しては、要望があれば補助事業等の活用を含め検討してまいりたいと思います。

また、担い手課題解決として、作業の外部化というコントラクター事業が有効な手法とされ、きたみらい農業協同組合で現実に向け検討中と伺っております。これらに関しても、農業者にとって利用しやすいものとなるよう、行政としての役割を果たしていきたいと考えております。

このような取り組みにより、労働力の負担軽減、設備投資の抑制が図られ、労働力不足や経営の改善等につながると期待しております。

以上、お尋ねのありました2点について、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 将来における農業振興対策ということであります。非常にしっかりとした対策、支援をしていただけるというようなことで受け取っておりますけれども、本町においては第6次訓子府町総合計画においてですね、本町の農業、現状、農家戸数の減少とそれから従事者の高齢化、今言われていましたように、1戸の耕作面積が増えていくというような状況をしっかりと把握されているというところでございます。しかし、そんな中ですね、やはり国政といいますかね、その中でEPA、FTA、それからTPP11の合意がですね、急速に進んでいるという中でですね、その影響が大きく心配される状況になってきております。その中でですね、担い手や農業従事者を確保すること、生産性や品質の向上を上げるということがより一層ですね、求められてくる状況になっているという感じがしているところでございます。そんな中ですね、施策の展開の中でですね、6次産業化の中でですね、農業経営の近代化と効率化という項目もうたわっておりますけれども、その現状というのはどういう具合に進められ方をされているのか伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま第6次総合計画の施策の展開に関しまして、農業に関しました部分のご質問でございましたけれども、まず6次の計画の中に農業経営の近代化と効率化ということで、まず最初に地域農業システムの確立というような項目を上げさせていただいております。これにつきましては、省力化のための機械導入、それから労働力対策の推進というようなことを明示しておりますけれども、機械導入に関しましては現在国の補助事業であります畑作構造転換事業ですとか、経営体育成事業なんかを活用して今後も効率的な機械の導入、そういうものを支援していくというようなことを継続していくようなことになるかと思っております。また、ただ、この事業に関しましては、採択要件など、10%の経費削減ですとか、売り上げアップとかというような、そういうような要件もありますので、そういう部分に関しましては、やっぱり北海道、それから本町に合うような要件緩和も必要だということで、今後も国に対していろいろな機会を通じて要望していくというようなことも重要かというふうに思っております。

それからTPPですとかFTA、EPAに関しましては、今後国が出されます、その対応のいろいろな施策、そういうものの中にもこういうような事業等が含まれることも考えられますので、そういった時には、積極的に活用しながら農業者のために進めていきたいというふうに考えております。また労働力の対策の推進につきましては、後継者のいない年配の農業者ですとか、今後も農業を続けていきたいという手法として、先ほど回答の中にもございましたように、コントラクター事業が一つは有効というふうに考えておりますし、それにつきましては、現在、農協、JAきたみらいが実施に向けて検討し近い将来進めていくというようなことのお話も聞いておりますので、まずその点については推移をみながらですね、今後、行政としても何らかの、それに対しての支援が必要となった時には、いろいろと検討していくというようなことなるかと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） ただいま、生産基盤強化とか近代化についてのご説明ありました。やはりTPP、それから日豪のEPA、それから米国とのTAGなど、貿易協定がですね、非常に急速に進むのではないのかなと。その中でやはり一番大きく影響を受けるのは、畜

産関係が大きく影響を及ぼすのかなど。今現在でも本町の乳業生産農家が非常に減少している中がございます。やはり畜産経営の生産基盤強化が今、第一に考えなければいけないところなのかなという具合に感じている訳でございます。畜産の経営においてですね、今年のやっぱり地震の時にですね、先ほど町長も商工、それから防災含めまして、停電の話が出ました。そんな中でですね、酪農家の停電の影響ということでですね、これ本町においてですね、生乳の廃棄がですね、38戸181t、金額にして1,800万円の廃棄がなされた。それから乳房炎では18戸43頭、これは治療費がかかってですね、これは300万円ほどかかった。それから乳房炎による廃棄、5頭で450万円、合計でですね、この2日程度の停電の中で2,500万円、約2,600万円程度の被害が出たということでございます。これは停電時の代替電源がなくて、被害が大きくなった。それからその酪農家単体ばかりじゃなくて、乳業業者、受入業者もそういう準備はされていなかったということで、こういう被害になったということでありました。やはり酪農家全体では受入乳業業者にもちゃんと電源を用意して受け入れてくれという話をしながらですね、やはり酪農家個々もですね、しっかりとしたこの対策を打たなければならないという具合に感じている訳でございます。これ過去にもですね、代替電源の問題もありましてですね、必要性の問題、それはもう停電という非常に特異な状況に対しての対策ということで必要性、それから配電盤の設置ということで、北電との兼ね合いでですね、なかなか話が進まなかったということでございますけども、今回のこの非常に大きな被害をもってですね、必要性があるのではないかという具合な話を聞いております。しかしながら発電機の高額化ということでですね、聞きますと1台300万円から500万円と。要するにロボット等を入れると非常にやっぱり安定した電源を供給しなきゃならんということで非常に高額な代替電源施設になるようでございます。これ個々の農業者が当然対応していかなきゃならないんですけども、生産基盤強化としてのですね、この案件に対して行政が後押しするという考えはあるかどうかということ伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま、酪農、畜産の酪農家の方に対します地震後の配電盤、発電機等の導入に対しての支援のご質問があったと思いますけども、先般、きたみらい農協の方から行政、町長に対しまして直接今回の地震に伴います酪農家の対応といたしまして、配電盤、発電機の導入に対して行政としての支援というような正式な要請が先日ございました。これにつきましては、その場で即答できるものではございませんでしたので、近隣の北見市、置戸町、きたみらいの管内にあります北見市、置戸町とも協議を進めながらというようなことで回答はさせていただいているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 非常に国際情勢含めてですね、畜産が一番大きな影響が出るところでございまして、本町においても酪農家の減少ということが、なかなか止まっていきません。そんな中で各農家も努力している訳でございますけども、農業という面では、しっかりと支えていかなければならないと考える訳でございます。非常に成長産業としても北海道農業が期待されている訳でございますが、非常に厳しい状況になるということでございます。そんな中で酪農の支援、それから新しい技術を取り入れてですね、人手不足、後継者不足を解決してですね、若い方とか女性の方が農業の現場に入り得るようなですね、

訓子府の農業を期待するところでございます。それには行政の方にしっかりですね、後押しする施策をお願いしたいところでございます。これで質問は終わりますけども、町長の方から何か一言あれば伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 酪農の話が出ましたから、私の方からも少し答えてみたいと思うんですけども、アメリカとの交渉が来年の1月にはじまる日米貿易協定交渉前にやるということで、アメリカの経済界が集まりを最近持っておりまして、10日の日だったと記憶していますけれども、農業関係では米国の食肉輸出連合会というところから関税を米国産の肉を引き下げてほしい。あるいはまた米国乳製品輸出協会からTPPや日豪EPA水準を上回る開放をせよと。3点目に全米の豚肉生産者協議会が早期の関税を下げなさいと。それから養豚経営支援の見直しをしていただきたいということをこれは米国の政府に要望しているということですから、これは当然、クリントン大統領は安倍政権に対して新しい言葉、FTAではなくて、新しい言葉を作ったようですけども、これは厳しい状況が出てくるだろう。それから日豪EPAについても、何度かお話をさせていただいているように、12月30日から開始されるということですから、私はこの間の新穀感謝祭においても、来年は訓子府農業にとっては、やっぱり正念場を迎える年ではないのかというお話をさせていただきました。その点でいうと、やっぱりどういうふうにして、この農水省なり、農水大臣、吉川さんが大臣になっておりますけども含めて、安倍首相も含めて向き合うのかということが問われていく。同時にまた生産者はやっぱり声を上げていかなきゃいけないというふうには私は思います。自民党政権がいい、悪いは別にしても、とにかく農業者の生活をどう守るかということを前端的に掲げながらですね、要望していくということが一つ。

もう1点はですね、私は須河議員もご存じのとおり11月23日の自民党の移動政調会や、あるいは27日には農水省の生産局の幹部と話し合いをした時もお話をして、何点か強く求めたものがございます。1点目、特徴的なものだけ、時間ありませんから言いますけども、農地中間管理機構です。農地バンクっていうやつです。これはかつての農業委員会を中心とした土地のあっせんをこういったものを作って流動化に対する対応といっていますけど、非常に北海道になじまない。やっぱり農業委員会を中心とした権利調整とかそういったことをやっぱり大事にする。あまり固くしばっちゃいけないということが1点目、それから農業者の機械導入に対する補助事業であります。産地パワーアップ事業に対して、非常にこれも壁がきつい。例えば生産コストの10%の削減や販売額の10%増やせということが条件になっている。こんなことをやったらですね、現状維持をしている、うちの町のような農業者にとっては、この制度利用できない。こういったことをですね、ちゃんと見直さなきゃ駄目だよという話も、これは武部代議士も含めて言ってきております。

○議長（上原豊茂君） あと30秒です。

○町長（菊池一春君） スマート農業についてはご存じのとおり。それから畜産クラスターについても、リース事業についてもですね、5段階のチェック機能なんていうのはね、終わった時にはもう機械導入が間に合わないなんていうことが起きてますから、こういったことを含めてですね、やっぱりちゃんと声を上げていくということが大事なんではないのかなというふうに思っています。最後に遠藤課長も言っていましたように、12月6日

にJAの西川組合長が来ました。北見市は1戸当たり10万円の補助をするといううわさが聞こえています。まだ検討中です。前向きに行きます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） これで私の質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君の質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時から行いますので、ご参集願います。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、10番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

定住促進の住宅施策および居住環境の整備について。

我が町もさまざまな施策を実施していますが、人口減少に歯止めはかからず、ついに人口が5千人を割りました。

人口を増やせないまでも人口減少にブレーキをかけ、転入者や定住者を少しでも増やす具体的で実効性のある施策がいまこそ必要だと思います。

その中でも転入や定住に直結する住宅や住環境の整備は重要な要素だと考えます。

定住促進のための住宅施策とお年寄り世帯をはじめとする居住環境の整備等について伺います。

1、民間提案型住宅整備事業の目的の再確認とその成果および今後の課題について。

2、入居家庭の元住所、家族人数と選考過程について。

3、本事業の評価の結果、今後の同事業や類似事業の実施について。

4、住環境の改善と商工業振興を兼ねる住環境リフォーム促進事業は有効ですが、一層の事業効果を目指す予算や運用法の見直しについて。

5、お年寄りの冬期間の生活支援を優先する高齢者除雪サービス事業の内容充実について。

以上、5点お願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「定住促進の住宅施策および居住環境の整備について」5点のお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

1点目に「民間提案型住宅整備の目的（再確認）とその成果および今後の課題について」のお尋ねがございました。

人口減少の緩和につきましては、平成26年5月に「地方消滅」「極点社会の到来」などを提起した、いわゆる「増田レポート」が公表され、国では、人口減少と東京一極集中に

対策を打つべき「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、各地域に長期ビジョンと総合戦略の策定を求めました。

本町においては、平成27年10月に「訓子府町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定し、加えて平成29年3月には「第6次訓子府町総合計画」を議会で可決いただき、人口を中心とした将来指標をお示ししたところであります。

総合計画では基本構想のほか、総合的に体系化された基本計画で構成されており、定住促進につきましても一つの項目として計画しております。

定住促進は、議員も言われる住宅や住環境整備などの実効性のある施策も重要な要素であり、本町においても公営住宅の整備のほか、平成20年に東幸町の定住促進住宅を整備後、居武士小学校教員住宅の転用や訓子府高校教員住宅の取得などを進めてきた中で、さらに住宅不足が顕在化し、早期に解決するため、昨年度一つの手法として「民間提案型住宅整備事業」2棟8戸の整備を実施しています。

そういった状況の中、移住者も視野に入れ、公募にあたりはじめて北見市内配布の情報誌への広告掲載や町のホームページ、広報などによる情報発信に努め、結果として町外から町内企業従事者、就農者、子育て環境に魅力を感じた方など4世帯が入居され、施策の方向性とも一致していると思っています。

一方では、単身者から高齢者まで家族構成に応じた間取り、構造、家賃や転居時期などの要望に公的借家がどう対応すべきか検討することも必要に感じています。

2点目に「入居家庭の元住所、家族人数と選考経過について」のお尋ねがありました。

入居世帯については、町外からはオホーツク管内から3世帯、上川管内から1世帯、町内から4世帯が入居されています。

家族構成は8世帯ともに夫婦世帯であり、お子さんのいる世帯が6世帯、全体で成人17人、未就学児6人の状況にあり、先日1名増え現在入居者は24名となっています。

また、9件の応募があり、町営住宅管理条例で規定されている入居者選考委員会での意見を参考に8世帯を決定しています。

3点目に「本事業の評価の結果、今後の同事業や類似事業の実施について」のお尋ねがありました。

人口減少抑制対策は、一定数の自然現象を見込み、転入、転出の社会減をどう抑制していくかが問われているといえます。

そういったことから、さまざまな施策を体系化するとともに、以前、議員からもご指摘のあった町の魅力を発信し、転入者の増加につなげることも重要な要素であります。

しかしながら、居住地の選択は自由であります。住んでいる方が安心して住み続けることができるとともに、選ばれる「まち」を目標にさまざまなニーズに応える住宅環境整備も一つの要素として検討する必要があると思っています。

4点目に「住環境の改善と商工業振興を兼ねる住環境リフォーム促進事業は有効ですが、一層の事業効果を目指す予算や運用法の見直しについて」のお尋ねがございました。

一層の事業効果を目指す予算や運用方法の見直しの観点から予算に関しましては、制度継続の声があることを踏まえて、今後も事業を継続していくことを考えた時、1件当たりの工事費が減少傾向にあることや町内事業者の受注状況を考慮しながら、考えていかなくてはならないと考えております。

また、運用方法の見直しに関しましては、現在の運用では総助成額20万円を限度として複数回工事を実施することを認めておりますが、事業主体である商工会からは、既に限度額20万円の助成を受けた方が年々増えてきており、再度住環境のリフォームを行いたいとの町民からの声もあることなど、事業のリセットに関し要望が出されております。

住環境リフォーム事業は、議会の理解も得て制度内容を変えながら8年間実施し、相当の事業効果をもたらしていることから、それらの結果を踏まえて検討する時期に来ていると認識しております。

5点目に「お年寄りの冬期間の生活支援を優先する高齢者除雪サービス事業の内容充実について」のお尋ねがございました。

町の在宅福祉サービスによる除雪サービスは、高齢者や障がい者で、病弱などの理由により自分で除雪できない方を対象に、緊急避難通路を確保するために実施しております。

従って、私有地における緊急でない除雪に行政がどこまで関われるのかを考える必要がありますし、どの範囲のどのくらいの面積までを認めるのかなどの課題も多いと思われま

す。

また、委託先との1軒に係る時間等の調整も必要となることが予想されます。

高齢者にとっては、除雪は大きな課題であると認識しておりますが、介護保険計画やモデル地区において生活支援コーディネーターが実施したアンケートでは、除雪の項目で希望することはないと回答する高齢者がほとんどであったという結果が出ております。

想像ではありますが、ご近所の方々の支え合いによる結果ではないかと思われま

す。

町のサービスを受けられる方も多いですが、お互い様の精神が定着し、地域の支援により生活ができていく事実があるのだと思われま

す。

このようなことから、当面は現行サービスを継続しながら、地域の支え合いに期待していきたいと考えていますので、ご理解を願います。

以上、お尋ねのありました5点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思

います。

一つ目の民間提案型の住宅の関係ですけれども、この名称というのは手段を表現してありまして、実際は定住を促進する狙いに限定されたものでないかなと理解しております。2棟8戸が、そして先ほど示された町外4世帯ですか、町内4世帯に示されたご家族の皆さんがスムーズに入居されて新しい生活が順調にスタートしているということから、大変結構なことだと思います。それでこの答弁にもありましたけれども、はじめて北見市内配布の情報誌への広告掲載をやったと。町内のですね、広報はもう当然だと思いますけれども、北見市内での情報紙への広告掲載のポイントはどのようなものだったかお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、北見市内配布というか、町内も配布されてい

ますけれども、情報紙の掲載の内容というところのご質問だと思います。

まず、広告につきましては、2月1日に入れてございます。これ内容的には議員からも意見いただいている中で、子育て支援の関係を少し、こども園の関係を、加えて多子世帯の

補助金の関係、それとか中学生までの医療費の無償化、それとインフルエンザ等々のちょっといい子育てがあるというような内容の情報をちょっと紙面に限りがあるんで、少し加えて入れております。ちなみに募集期間については2月1日から2月20日まで、20日間ということで実施してございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 具体的にありがとうございました。そうですか、そうですね、訓子府に外から移ってきてもらって住んでいただくという場合は、住宅の情報だけでは当然足りなくて、私もくどくどお話しているように、町の魅力を特に発信しなければ訓子府に住みたいよねという気持ちにはならないということで、今回は一部ご理解をいただいたと思うんですけども、新たな形でされたなと思って、それはよかったなと思って、今、聞かせてもらいました。それで入居された世帯はオホーツク管内から3世帯、上川管内から1世帯ということでありますけども、結局北見市内からは、結果としてはなかったのかなと思ってますけども、案外この管内には北見市内が入っているのかどうかはちょっとわかりませんが、その結果と広報のことをとやかく言うつもりで今言っているのではなくて、やっぱり北見市というのは地政学的にも車で大体20分か25分、長くて30分ぐらいのところにある大きな町ですから、住んでもらう確率は僕は潜在的にはあるんでないかなとずっと思っております。それで1回多分されたんでしょう。1回されて20日間の募集期間をされたということでありますけども、今後ですね、このような機会がまたいろんな事業の展開の中であらうかと思っておりますけども、その1回20日間という実施に対して何か感じる点、担当者として感じる点がありましたら、なければいい結構ですけども、ちょっとお聞かせいただきたいなど。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、ご質問、担当者としての考えというところでございます。議員、前段で申されていた部分でいくと、北見市もオホーツク管内ということでご理解をいただきたいというふうに思います。それで、逆に言うと、常任委員会の中でも、ちょっと出た部分でありますけども、1回だけでいいのかという問題もご指摘もいただきましたので、今後も含めてですね、数回の、情報紙ですので、1回だけだと見られていない方もいるのではないかとご指摘だと思いますので、今後はその方も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） ぜひそのようなかたちで今後、ご検討いただければいいかなと私も思います。

次にですね、4世帯、4世帯、町内外、うまく結果としてはいいバランスだったのかなと私は思いますけども、これは結果論かなと思います。それで現行の町民の方4世帯、町内から転居入居されたと思っておりますけども、元の居住形態をお聞きしたいと思います。例えば親元からとか、アパートとか、1戸建ての借家だとか、社宅だとか、そういうことあるかと思っておりますけど、町内の4世帯についてだけ教えていただきたいと思っております。簡単でいいです。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 町内の4世帯につきましては、社宅が2、それと町内の

共同住宅から2戸ということでございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） なぜこのことを聞いたかというのですね、定住促進という、もちろん今の町民の方々が長く町にとどまるというか、気持ちよく住んでいただいでですね、もらう面と、外から新しい住民に来てもらうという転入の大きく言うと二つの流れがあるのかなと。結果は4対4で非常にバランスよかったなど私もちょっと安堵はしているんですけども、ちょっとこう斜めから見るとですね、町内の方については、あれ住宅変わっただけかなというようなことを言っている方もいる。私は違うと思いますよ、私はやっぱり住環境をよくしたから移ってもらって定住が進んだというふうに私は理解しておりますけども、割とそういう見方というのはされがちなんです、なぜかという恵まれた方と見られちゃうんですね、一部の方々からすると。だから、その辺の、何て言うんでしょう、勘違いというか、ボタンの掛け違いというのは、これ公共事業としては、あまりいいことじゃないんで、嫌ですよ、我々も行政も嫌ですから、その辺の何て言うんでしょうかね、定住ということについての強調というか、私がくどくどいつも言っている人口減少に歯止めをかける。その意義とかですね、前向きのやっぱりPRも一方では必要なかなと思いました。十分配慮されると思いますんで、そういう意味でお聞きした訳であります。

それと民間提案型というのははじめての試みだと思います。私もああこういう手法があるんだと、全員協議会で説明を受けて目からうろこ的なこともありました。それで多分、民間提案型のメリットは何かという、公共で従前のやり方でやるよりは比較的、何て言うんでしょう、わかりやすい言い方をするとお安くできる面もあるのかなと。あと民間の斬新なアイデアというんですか、おっというような、そういうことも含めて民間提案型のメリットではないかと思うんですけども、この認識は正しいのかということと、この通りだったかについてお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、民間提案型のメリットの部分で、議員上げられている2点は当然メリットとしてございます。さらにですね、庁舎内というかですね、建築というか建設課の業務の負担が減ったということと、スピード感というんですかね、これ前段答弁の中でもあれしましたが、非常にその4月にですね、住宅不足がかなりな部分で出されていた部分もございまして、本当のことという喫緊の課題というかですね、翌4月にはオープンしたかったというのが実態でございまして、そういった部分はあるかなというふうに思っております。加えて、ちょっとこのアイデアの民間の提案の部分でいくと、どうしてもはじめて町でもやった事業なんですけども、どうしても3LDK、1戸当たり七十平米以上とかですね、そういった仕様を出さなきゃならない。ですから一つの住棟の中にメゾネットがあったり、3LDKがあったり、2LDKがあったり、単身があったりというような部分にはちょっとなかなかいかなかったかなというのが若干反省としてはございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 経済性とアイデア、その他、課長が示されたメリットがあるよと。答弁があったということは、おおむねそのような実施が大体できた。一部反省も述

べられましたけども、課題ですか。それで今回税抜きで9,660万円、2棟8戸ですね、9,660万円、税込みで1億432万8千円でありまして、これは補正予算で対応され、もう支出されていると思います。されました。それでこの今聞いたメリットの一番最初に私も上げました経済性という点では私の記憶違いの可能性もあるんですけども、説明の中で諸経費の分の6.数%は通常の発注より、公共の発注よりは安価になる、理論上はなるんだというような説明あったように記憶しているんですけども、これらも含めて、このことも含めて、もし従前のやり方で発注、直営ですか、直営というか発注したら、今述べた事実の数値に対して、どういう数字が想定されるのでしょうか。これは参考値であるし、なかなかね、難しい面あると思いますけども、安くなるということが一番のメリットで示され、私もそのつもりでいますんで、果たしてどうなったのか、どうだったのかなということも簡単に結構ですから、参考として私もお聞きしますんで、教えていただければと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 俗に言う公共単価と民間単価の差というのはどうなんだということでございます。そういう意味では公共の単価というのは民間のベースによって作られてきているということですので、そんなに差がないだろうというのが実態としてはあるんですけども、当然、材料を一つずつとりますと、公営住宅というか、公共発注の材料とは違うものが入っているというのは実態としてあると思います。加えてスケールメリットというんですかね、2棟建てる材料を仕入れるものに対して、民間だと20棟ぐらい建てる時に同じものを仕入れてきているというようなメリットもあるかなというふうに思っております。ちなみに議員の部分で申し上げますと、これ本当の直接建築ではじいた訳じゃないんで、あくまで事前ヒアリングの中で事業者の方からは公共単価の7割から7割5分ぐらいではないかということはお聞きはしました。ちなみに建設工事費、設計とか監理、監督は抜いて、建設工事費でいきますと、坪当たり47万7千円というような状況になっております。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 参考値ということで私も聞いていますしお聞きします。ただ、ちょっと感じることは一番大事なメリットとして上げられてるし、私も感じているし、皆さんも感じている中で、あれ、おおよその7割とか7割5分というざっくりというか、あまりにもざっくりしたことで選択したのかなという、ちょっと何か不思議な気もへそ曲がりとしては思いましたね。いずれにしましても、ちょっと7割、7割5分というのはちょっと安すぎると思いますけども、私の感覚では安いと思いますけども、安くなる要素はいろいろ今、示されましたし、公共でやるよりは、安価に建てられたのかということで理解をしておきたいと思います。

それでですね、こればかりやっている訳にはいかないんですけども、はじめての事業ということで、結構知らないことばかりですから、正直言って、町民の皆さんもちょっとびりは気にしているだろうし、もう一つ、二つお聞きして次に移りたいかと思っております。

アイデアを民間からこう設計も含め指名されて、基本的なもともとのベースの条件は行政が示して、それにのっかった形で具体的に線を引いたものを積算した数字上がってきております。それで行政がそれを見て、提案を見てですね、ああここはちょっとなという

ころがあったのかどうか、それともか全くなくて、提案のまんまされたのか、簡単に、あったかなかったか、あったとしたら、主なものはこの点だぐらいのことで教えていただければよろしいかと思えます。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、提案からの変更点の部分の主なものということのご質問がございました。これ具体的な部分なんですけども、物干しポールの設置とかですね、キッチンが対面、壁式から対面式に移すとか、リビングと洋室の間の間仕切りが普通の固定の引き戸だったのを場合によっては外して使えるような方法にするとかですね、あとはトイレに行くところの壁にスリット、明り取りが入っていたのが、明り取りを閉めまして、ドア側からガラス戸入りのドアを入れて、明り取りにしたと。たまたま食卓からトイレ側全部見通せるような状況もあったということで、主なものということで。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） そうですよ、いくら提案型といっても発注者の意図といいますかね、気持ちよく町民の皆さんに、町民というか、新しい町民も含めてですけど、住んでいただくという点では、やはり手直しがあったんだなと思って理解をしました。あとですね、最後になります、この件は。選考委員会ありましたよね、選定委員会、選考委員会じゃなくて、この事業を、その業者を選ぶ選定委員会、提案の採点のような仕組みがあったと聞いていますけども、180点に対して、選定委員っていうんですか、選定委員の全員の平均点は121点だったという説明があったと思います。これは100点満点に直すと67点かな、間違っていないよな、67点に相当すると思うんですけども、結局1社しか提案がありませんでしたからね、67点を高いと見るか低いと見るか、ちょっと意見は分かれますけども、どうなのでしょう、何の世界でもそうだけど、80点ぐらいはほしいんでないかなという思いは私は素人的に思いましたけども、この1社応募、評価67点についてのご認識はいかがですか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、選考委員会の審査の過程の部分でございます。67%程度でいいのかというご質問というか、認識の部分でございます。審査表の配点がですね、3段階でございまして、良いが10点、普通が6点、劣るが3点ということなんです。そういう意味では普通を選択すると概ね6割程度ということで、場合によっては良いところがあるということで、そういう意味では配点の、これ町で設定した配点でございますので、配点が普通を8割にすると8割になるかな。ただ6割ぐらいが普通だということと、なかなか、何て言うですかね、比較する物件が今回1社のみだったということがありますので、そういう意味では、比較して高い普通という選択はできると思うんですけども、どうしても金額的なベースが1億程度のベースでこうだよというところていくと、審査委員の方については、どうしてもこう普通に誘導されるというか、普通の方を付けてしまうのかなっていうのが若干思っています。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） よく理解できました。3、6、10といたら、6選びますよね、はじめての事業だし、理由はよくわかりました。6の人と10の項目があったんでしょう。平均とると67%になった。ちょっとあまりにも刻みが大き過ぎたかなと思いま

すけども、こんなことも含めて、課長先ほど言われた今後に向けての課題も含めて、当然、全体的に行政としては評価というか、何て言うんですか、反省も含めてされるでしょうから、そのようなことで今後もご配慮いただければなと思います。

それで今後ですね、類似事業は、類似というか本事業も含めて、類似事業はやられるのかなという点だけに絞ってお聞きしたいと思います。定住は別にこの事業だけでないですからね、回答でもあるように、私も思っているように、いろんな中で行われたこの手法の一つだと思いますけども、この住宅を、提案型かどうかは別として、住宅を建てて、新しい町民を呼ぶ、現行の町民の皆さんの住環境を少しでも底上げするといったら変だけど、よくしていくという、この手のものはされる予定はありますか。これはちょっと町長にお聞きしたい。政策なんでもお願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） これもう答えているかもしれませんが、民間のこの手法というのは、一つの手法としてやってみたと。今、企画財政課長からもお話ししたように、概ね私どもの参考になりましたし、手法としては、無視することはできないだろうと。その点でいくと、公営住宅等々も含めてですね、この民間提案型の住宅というのは今後やっぱり一つの示唆、考え方として、挙げていきたいなというふうに思います。特に今、人口増対策の点でいくと、今一番困っているのが若年の若者の定住者住宅です。これらについても本当にやれるか必要かどうかということも調査したいと。できれば早い年度に、建設課に今、指示しているのは、住宅に対するニーズですね、これらについても早急に調査をしてですね、一体何をしなきゃならないかと。私が常日頃言っている若者に2階に住まわせて、1階をお年寄りに住まわせて、ヘルパーを24時間常駐させるというようなシルバーハウジング等も含めてですね、入居者がいなかったらどうしようもないという問題もありますから、訓子府に来て住んで老後を過ごしたい。あるいは若者がここで住んで仕事をしたいということの呼び込みも含めたですね、ニーズ調査をやっぱりしなきゃならないと思っていますんで、その手法の一つはこういったものがあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 次、質問しようと思ったこと、先に答弁されたような感じがありますけども、そうですね、やっぱり未来が広がっている若年層というか青年層というか、言葉わかりませんが、その方々を呼び込むと。そして別に訓子府に仕事がなくとも私はいいと思っているんですよ、町が着手されたように訓子府の魅力を大いに町外に発信して北見の比較的西側に住んでいらっしゃる方々の居住の地として訓子府を選んでもらうような政策はいろんなもの私はあると思いますけども、今、町長、一つ、二つ、ご示唆されましたんで、ぜひ定住、私はわりかし新しい住民を呼んでくるっていう転入の方にちょっと軸足を置いたようなことを私は個人的には願っていますけども、町内の住環境の整備も含めて、ぜひそのような、いろんな検討を、そのためには、やはりニーズが僕は潜在的ニーズは絶対あると思って、自信持ってずっといるんですけども、でもそれは想定に過ぎませんので、今、町長言われたように、正式にニーズの確認というんですかね、も含めてということでありまして、ぜひ、その方向でお願いしたいと思います。

それでは、住環境リフォーム促進事業のことについて質問を変えていきたいなと思いま

す。

回答でもありましたように、この事業は非常に人気があつてですね、事業を受託して実施している商工会でもすごく人気があるんだなということをお聞きしています。なぜかなというのですね、なぜかなって考えてみたんですね、やはり家を建てるとかですね、大規模改修というのはもう一生のうちに1回か2回、気合を入れてやりますよね、やります。でもちょっとしたところ直したいな、ちょっと便利にしたいなというのは、なかなかこうやれそうでやれないんですね、これ、簡単なようで意外と。それで行政の方から一定の手を差し伸べるといふか、支援があつたので、それにのって人気が出ていると。私はそう思っております。それで、事業費400万円で1件の限度が20万円であります。募集開始とともに毎年度何かすぐ埋まるような傾向にあるということでもあります。それで複数回利用したいというニーズも出てきているという中で、どうなのでしょう、事業費この400万円ということでもありますけども、これを一定程度増額して、パイといふか枠を広げる、またはこれを活用する今のやり方ありますよね、限度20万円だとか、それと複数回と初回の人はどうするんだとか、季節的なもの、例えば冷暖房のこととかね、4月にスタートと同時にわーっと何か来ているようですから、何かこうもう少し予算額も含め、使い方の見直しをしてほしい、それに合わせてニーズをもう一度、先ほどの町長の話じゃありませんけども、何らかの方法で住民の希望といふか要望を把握するステップもいるんでないかな。気がしますが、この2点いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま、住環境リフォームの今後につきまして、ご質問がございました。まず1点目の事業費の関係、現在400万円でございますけども、それを少し増額してニーズに添えてはというようなお話もございましたが、先ほどの回答にもお示ししたとおり、ニーズは当然たくさんございます。議員がおっしゃるとおり募集と同時ではありませんけども、早く申し込みをして、事業費が埋まるというのがここ数年続いているのが現状でございます。ただ回答でも言ったように、大規模の改修、最初のうちは屋根、壁の塗装ですとか、そういう大きな改修をしたいということで、どんどん申し込みがあつた訳ですけども、それがある程度落ち着いてきまして、逆に今度は先ほど議員が言ったように小さな改修、ちょっとした改修もやっていきたいというようなことで、年々の事業費についても少しずつではございますが、少し減少傾向にあるというようなことでもございまして、400万円ということで今のところ考えております。また今後についてはですね、どうなるかといふのはまた別でございまして、今のところはそういうようなことで、少しでもやっぱり長く継続をさせていきたいというようなことも当然頭の中にございますので、そういった中での事業費の設定をしているところでございます。それから補助金につきましてもですね、回答でも言ったように、やはり20万円をもう使った方、当然おりますので、そういった方が屋根を直したけども、その後、流しを直したいとか、風呂をちょっと直したいとかつていふようなことでやはり年々住宅住んでいますとそういう部分も出てきますので、そういったことも商工会の方からも住民からもですね、リセットといふか、そのようなことも要望がきておりますので、当然、それも今後については検討していかなきやならない一つの課題といふふうには捉えております。それから住民のニーズの調査といふことに関しましては、今、事業主体は商工会でございますので、商工会

とも協議をしながらですね、どういうふうにアンケートをするのか、町民にどういうふうに声を聞くのかというのは、またこれから検討しなきゃなと思いますけども、あくまでの事業主体の商工会と連携しながらですね、今後も考えていく必要があるというふうには思っておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） はい、ありがとうございます。年々申請額が下がってきているということですが、それはどうなのでしょうね、複数回目だから下がってきているということは、ちょっと一概に言えないんじゃないかなと思いますね、なぜかと言うと全申請者が複数回だったらそういう可能性ありますけども、初回の人も低い人いるだろうし、高い人もいるということで、だから近年下がっているから事業費なり、20万円を増やさなくていいという理論には私は必ずしもならないんじゃないかなとお聞きしました。そうですね、非常に効果的な事業だと思いますね私は。4千万円じゃないですからね、400万円単純にマックスみると20件かい、そういうことにはならないけども、まあまあ20数件ということなのか、30件ぐらいになるかわかりませんが、これほどあれではないですか、人気のある補助事業ってなかなか出現しないと思います。ということはニーズがあるってことです。潜在的なニーズが継続的にあるんです、これ絶対。私有財産ですから、行政が大きく立ち入ってですね、この20万円をぐんと上げるなんてことにはなかなかまた一方ではなかなかない面もありますよね、家というのは私有財産ですから、だけでも別な狙いを持って、定住だとか、町民の生活を少しでもよくしようという別の狙いでやっていることでありますんで、今、課長言われたように、リセットという表現、私はちょっとわかりませんが、課題のある部分を手直ししていくと。それで来年は改選期でありますからね、若干、時計的な余裕、私あるんじゃないかなと思うんですよ、誰が町長になるかは別としても、政策予算ですから、4月の提案にはならない。3月の提案にはならない訳で、間が若干ありますんで、また1年ズレちゃいますからね、ぜひご検討をいただきたいと思います。これはもう完全、ここから先は政策ですんで、町長どうですか、この、簡単で結構ですけど、見直しの方向性について、ご認識を伺えればありがたいです。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員ご存じのとおり、これは平成23年度から実施した制度でございまして、30年度で一応到達という、だから一応やめますと。これから以降は新たに、私自身は新たに事業を変えるか、中身も検討してですね、スタートしなきゃならないと思います。ということは、受注額みても約3億円近い訳ですよ。そしてうちで出している補助金が大体4,500万円ぐらい、もう既にいっていますので、しかもこれはその20万円、逆に商品券で地元の商工業に少しでも落ちるといっても合わせ持っていますので、こういう政策というのはやっぱり大事にしていかなきゃならないだろうなと思います。その時に議員ご指摘のとおり制度そのものの見直しも含めてですね、検討していかなきゃならないというのが現時点ではそのぐらいしか答えられないと。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 今、一定の方向、現職町長として出されたというか、そのように私は受け止めましたんで、30年で最終年度という、今年度ですね、ということと改

選期ということもありますんで、ぜひ今、町長がご答弁いただいた延長線上で誰がやるかわかりませんが、対応されるもんだと信じて、この質問をちょっと、今日この程度にしておきたいと思います。

最後の高齢者除雪サービスの話に移ります。

私の理解では、このサービスは実に優しいというか、お年寄りに優しい政策の中の一つでないかなと私は理解しています。それでこの目的はですね、聞くところによるとというか、昔から知ってはいましたけども、お年寄りの方への緊急避難的な対応なんだと。もし具合が悪くなった時とかですね、何か災害あった時に雪が邪魔で対応が遅れたら大変なことになるので、その面で、1 m 5 0 ぐらいの除排雪を玄関口から、何て言うんですか、避難路にあたる道路までということであり、これは一定程度、そのとおりでなと思って、私も理解しております。ただよくよく考えるとですね、お年寄りとか体のご不自由な方にとってはですね、敷地の中の積雪そのものが危険な存在なんですよ、裏口から物置に行く時とか、車を運転されている方も、あまりいないのかな、対象者の中ではね、物置に行ったりですね、何か敷地の中で動く時には、この今の現行だけでは、緊急対応といいながら危険が積み重なっている状態でないかなと私は思う訳です。だから緊急避難というよりも、日々の冬の毎日のお年寄りにとっての雪というのは、もう緊急避難なんだと私は思っておりますんで、そういう認識と観点をご理解いただけるのであれば、今の1本道、1. 5 m幅ということではどうかなと思いますけども、この認識と、その何て言うんですか、緊急避難と現状についてのご認識を確認したいなと思います。福祉に造詣の深い町長にお願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 当初これは緊急避難的というのは当たっていると思うんですね、元々は高齢者人材センターを中心にして市街地区の除雪を担当してたと。私の記憶では私が福祉保健課長の時に山田産業と富山産業が1年交替で実践会も含めて対象にしていたということです。それは家の周り全体というよりは玄関まで真っすぐ、だから例えば私の家だったら70 mはやらしてもらわなかったら玄関から出られないということですから、その点では、ばーっと行って帰ってくると。この程度でやらしてもらったというのがスタートです。そして雪が10 cm積もったら除排雪のサービスやると。町の任務は、任務というか、第一義的には幹線道路をやっぱり開けるというのが優先されますから、それはスクールバス、それから搾乳車等が通れるということを一義的にまずは開けましょうということです。これは富山にしても山田さんにしても、いずれも第一次除雪は終わった段階で、次の段階でこれらを入れていくと。ですから、やるのは9時以降になるんでないかなという感じが実態です。問題はいろいろ出てきているんですけども、例えば町道でぐわーっと第一次助走をやっていくと。そうすると塊が家の前に置かれていくと。それから家の周り除雪するのはどうするのかという問題やっぱり出てくる訳ですよ。それで今、お願いしているのは、さっき答弁にも書きましたけども、協議体ではありませんけれども、地域の人のご協力をお願いしたいと。ですから実践会長会議なんかでもですね、できればトラクターなんかでお願いすると。それともう一つですね、やっぱりタダというのは頼みにくいということあるんですよ。だから今、村口さんとかですね、それから末広の方とかですね、そういう除雪を一つのやっている民間の会社なんかも出てきてますんで、公共の幹線とそ

れから除雪サービスと、それからもう一つはそういう民間のやっていることなんかも含めてですね、どうやってつないでいくかということと、地域の共同体のような、みんなの協力意識というの大事なんだ、みんな年取ってきている訳ですよ。その年取っているからね、隣近所のあれだけではもう賄わなくなってきたという点では、除雪というのは、将来も含めてですね、山田議員のおっしゃるとおり本当に近々の課題だというふうに私は認識していますので、ちょっとまあ、じゃあどうするかと、行政で全部対応できるかということと、厳しい問題ありますけれども、やっぱり具体化していかなきゃならない課題の一つだというふうに捉えています。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 先ほどの質問の時にも公助、共助という言葉が出てます。最近この言葉がすごく取り上げられています。私、サービス、住民へのサービスが全て行政でやると大きな政府になると思いますんで、それはちょっと大変なことではないかと。私、今回この質問を言っているのは、1.5mの緊急避難の公の支援、公助があります。今、町長がちょっと触れられた地域コミュニティ、実践会等も含めて地域コミュニティの共助ですか、共助、それもちょうと高齢化が進んでたり、若い人たちはなかなか忙しくて大変な面もありますけど共助がある。もう一つは民間企業のパワーを活用してやると。だから今の1.5mの一方、実践会はいいいんですよ、重機でがーっと来ますから、割と、さーっと割と終わって、多少遅いけども、それはしょうない。問題はそれ以外の部分の除雪と町内のお年寄りの関係だと思えます。それを共助ではなかなかですね、時間もかかるし、大変なところがあると。それでこの公助と共助の隙間が私は今の現状、大きすぎると思っているんですよ、大きすぎると。共助にもまだまだ弱さがあるし、そこを埋めることが公助を少し幅を広げると。行政の関わりを少し幅を広げてもらう。全部じゃないですよ、そして共助なり民間の活力をも加えていくと。そしてその民間の活力に対しては一定の公の、何て言うんでしょう、助成というか補助というかよくわかりませんが、それをする。ただ明日からという訳にいきませんからね、そういう方向性のご認識はやっぱり共通しているなと思いましたが、長い目ではそれを追及してもらおうと。もう一つは、今、もう雪降ってます。今年、敷地の違いとかですね、いろいろあります。ニーズの違いもありますけども、少しでもお年寄りの目線に立ってですね、少しでも公助である行政が少し今の現行の一本道から広げてもらうということが当面の私は現実的な課題でないかなと。だから負担金と一緒にとか、そんなことは私はさまたつなことだと思います。やはり今、住んでらっしゃる、頑張って住んでらっしゃるお年寄りの個々の状況に合わせて、全部をカバーできないにしても、少しこう今より行政の方から優しく歩み寄るということで今年の冬は乗り切れないのかなと思いますが、この点だけ最後をお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、今年もですね、何とか状況に合わせて歩み寄ることができないかということでございますけども、今、先ほど町長からも回答させていただいておりますけども、幹線道路についてはですね、時間、7時までに終わらせるということでやっております。そういった中でも、いろいろ間口除雪、本来、基本的にはやらないんですけども、状況に応じてですね、障がい者、高齢者、関係なくしてできるだけの対応をしているという。空き地を利用して対応している。そんな対応をさせていただいていま

すので、今後の課題ということもありますけども、現段階ではそのような対応でよろしく
お願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 今ちょっと意外な答弁あったんですけど、現行でもあれです
か、1本道以外も、でなくて、お年寄りの要望を聞きながら手を広げていると今、聞こえ
ましたけど、本当ですか。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

あと1分。

○建設課長（渡辺克人君） 失礼しました。建設課のね、公道といいますかの部分のこ
とで、ちょっとお年寄りの生活の中の部分ではなかったんです。大変申し訳ありません。

○議長（上原豊茂君） もう回答ないんですね、あと1分弱です。

町長。

○町長（菊池一春君） 議員もう時間ないから、ちょっと詳しくはこれ以上言いませんけ
ども、僕はね、いろいろな政策をやってきて、やっぱり見直さなきゃならないというの
はあると思うんですよ、それは今、業者に頼んでいる部分、高齢者に頼んでいる部分も含め
て、今、一歩でも広げることの可能性をですね、改めて政策的な吟味をですね、してい
かなきゃならないだろうと。その点では後退させるのではなくて、前へ進めていこうとい
うことをですね、真面目に検討する時期に来ていると思いますので、ちょっと、すいません、
時間がなくて。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 正直言って、2分から3分、時計損したような気がして、私
今ここに座っていたんですけども、お年寄りにあまり時間ないんですね、これ残念なこと
ですけど、何回もいつも言っていますけども、だから検討は方向性は正しいと思います私
も。ぜひ1日も早く、今シーズンですね、1日も早く柔軟な対応をしていただくことを再
度お願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君の質問が終わりました。

ここで午後2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、9番、河端芳恵君の発言を許します。

河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 9番、河端です。通告書に従いまして質問いたします。

菊池町政12年の総括と次期町長選へ出馬の考えについて、町長に伺います。

菊池町政3期12年の任期も残り少なくなってきました。この間に6千人だった人口が、
ついに5千人を切りました。

高齢化率も37%となり、ますます少子・高齢化、過疎化が進んでいます。これまでさ
まざまな政策を進めてこられましたけど、これらの課題に歯止めをかけることは困難でした。

先日の「まちづくり推進会議」の中で示された平成38年度までの第6次総合計画に計上されている投資的事業を見ても、これからの財政運営はより一層厳しいものになることは誰の目にも明らかだと思います。

そこで、菊池町政12年をどう総括されて残された課題をどのように捉えていますか。

それを踏まえて、平成31年4月に行われる統一地方選挙の町長選挙に出馬されるお考えがあるのか伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町政12年の総括と次期町長選出馬の考えについて」のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

平成19年5月に「みんなで創る『訓子府の元気』～できるところからすぐ実行～」 「9つの緊急提言と2つの約束」を掲げ、私の町政1期目がスタートしました。「訓子府の元気、新しい『7つの約束』」を掲げた2期目、「すべての町民にやさしいまちづくり『子どもたちの笑顔が輝く町』」を掲げた3期目と与えられる多くの課題に粉骨砕身「訓子府の元気づくり」に邁進してまいりました。しかし任期も残すところ5か月となりました。

この間、町政遂行のために多くの町民の方の協力をはじめ47回にわたる定例町議会のご議論、ご指導に感謝申し上げますところであります。

特に河端議員におかれましては、訓子府町議会史上はじめての女性議員としての多くのご意見をいただき、女性参画や女性の視点に立ったまちづくりへのご示唆をいただいたことに深く感謝を申し上げます。

さて、私は「訓子府の底力でふるさとの未来をひらく」ために、「町民こそが主役」で「町民福祉の増進を図る」ことを基本理念として町政を推進してまいりました。

地方自治の根幹である住民自治は、住民の意思と責任に基づくものであります。

「訓子府町は町民のものです。町のことは誰もが参加して決めましょう」この実現のためさまざまな実践を行ってまいりましたが、自治への参加、参画を制度化する「訓子府町まちづくり町民参加条例」、住民発議も可能となる「まちづくり推進会議条例」を次期議会へ提案する準備を進めているところであります。

また、11月29日には住民基本台帳人口が5千人を割り込みました。

国立社会保障人口問題研究所の直近の推計では30年後には3千人を割り込むことも想定されていますが、全国には人口が500人を下回る自治体も存在しています。

本年7月に開催した全国小さくても輝く自治体フォーラムに学び、住民がまちづくりに積極的に参加、参画する小さいからこそできる「自助、共助、公助」が連携する自治の仕組み、実践が問われるのではないかと思います。

次に「訓子府の元気づくり」についてであります。

私は、産業、特に基幹産業である農業を発展させ、教育、福祉を充実させることをまちづくりの根幹として進めてまいりました。

基幹産業の農業生産額は平成19年産の111億円が直近の3年平均で135億円を超えるなど農業者をはじめ関係機関のご努力によって大幅に伸長、伸びているところでございます。

また、昭和40年代から続く農業基盤整備事業は第4期を数え、町内全域の9地区で圃場、排水路、道路などの整備の最盛期を迎えています。

しかしながら、関係機関と連携し身体を張って取り組んだ環太平洋連携協定の発効阻止は、残念ながら12月30日にTPPイレブンとして発効が予定され、加えて2月1日には日欧EPA（経済連携協定）発効やアメリカとの二国間貿易協議が始まるなど、国が進める関税撤廃、自由貿易圏拡大は避けることができない状況にあります。

そういった中で、本町農業への大きな影響が考えられ、家族経営を中心とした本町の農業経営、農業地域を守るための国内対策の強化や本町にあった制度改正が必要となります。

一方、子育て支援を含めた教育、福祉施策につきましても施設や支援体制などの環境整備を推進してきていますが、国による制度改正やさまざまな地域課題が散見されていることも実態であります。

いずれにしても、人口減少、少子高齢化、グローバル化する経済情勢の中で、町の産業や経済を中心としながら、福祉、教育、子育て、環境など、各分野において世の中の動向を見極めながら政策展開することが問われていると思います。

最後に、私は3期12年の任期をもって区切りをつけようと以前から考えておりました。

しかし、多くの町民の皆さまから「もう1期4年間続けて町政を担うべき」との声が寄せられ、悩んでまいりました。

確かに、まちづくり町民参加条例を基本にした住民自治の一層の確立と確かな財政見通しの樹立、平成24年度から進めてきた第4期農業基盤整備事業をはじめ、訓子府町図書館や消防庁舎の建設など懸案事項が山積しております。

「すべての町民にやさしいまちづくり」、第6次訓子府町総合計画に掲げた「ちょっといいね！」がたくさんあるまちづくりを進めていかなければなりません。

あらためて、後援会役員にもご相談申し上げて、4期目立候補に向けて前向きに検討をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今、お話を伺って安心しました。平成17年、平成の大合併の嵐が吹き荒れ、町の生き残りをかけた置戸町との合併協議が破綻し、平成18年にはふるさと銀河線が廃止になり、訓子府はどうなるのだろう、そういう先行き不安な閉塞感に町が包まれていました。平成19年、そんな中、町長選挙があり、町を二分する大激戦となり、菊池町政が誕生しました。この12年間の中には小中学校の耐震化をはじめ、児童センター、子育て支援センター、認定こども園の整備など、子育てを訓子府でと自信を持てるような環境も整いました。12年前、保育環境は保育時間なども含めて、子どもを産んで産休、育休に入って、また仕事に復帰できるような、そういうような状況ではありませんでした。保育時間の延長など、保育環境の整備を求めましたら、当時、先輩議員に子どもは3歳まで家庭で母親がみるのがいい、介護にしても同様に女性が介護を担う主流、そういう考え方が多い中、子育て対策、高齢者支援など、この12年間の中に菊池町政はかなり踏み込んだ内容を充実施策をされてきました。今、高齢者の施策も高齢者ハイヤー利用サービスなど、画期的な施策も実施されて定着しています。例えこの先、人口が3千人、4千人を切るがあっても、ここに住み町民がいる限り、安心して暮らせるようにしなければなりません。首長が変わる度にさまざまな施策が変わるのでは安心して暮らせません。町政の持続性をどのように考えておりますか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今回の質問は職員に答弁させる訳にいきませんので、私が全部対応していかなくやならないと。実は3期12年というのは一つの区切りだというふうに思っていました。ホップ・ステップ・ジャンプ、それは12年間だということを考えておりましたので、長期政権による弊害ということもないだろうかとということも含めて考えて、マンネリ化やそういったことがあってはならないというふうに思っていましたので、その点でいうと、冒頭申し上げましたように、12年間でのけじめをつけたいと。自分は辞めたい、辞めるべきだということもございまして、そういう対応の中で心に秘めながら、この3期目は全力でやってきたというのは本当のところでもあります。しかし、とは言っても行政は連担、すなわち連続してこそ意味があるという部分も一方ではありますので、今あらためて、このまちづくり参加条例に基づく住民自治を基調としたまちづくりの真価が問われる時ではないのかというふうに思ったりもします。悩みながらも、より多くの町民に意見を聞かせていただきながら、私の次に向けてどうあるべきかということの決断をする時期がそう遠くない時期に来るのではないかなと思いますので、これらについても安心して暮らせる町政というのは、どなたがなってもそれを目指して頑張っていくこととは思いますけれども、もし私がそういう時になりましたら、もう昨日からさまざまな一般質問出てまして、さまざまな課題がありますので、これはやっぱりその課題に真摯に向き合いながら、町民の方が安心してこの町で生活できる、暮していけるような町を目指していくべきだと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今まで先の方が一般質問の中で次期政権にというような形で答弁されておりましたが、やはり一つ一つ出された課題について、次はどのようなふうに考えて、どのようなふうに進めたい、そういうこともしっかり表明した上で立候補をしていただきたいと思います。前にちょっといろんな経過の中で、やっぱり次を担う人を探して、声かけたけど、なかなか人材もOKと言っただけでないような話もお聞きしました。やはりこれから4年間、今までさまざまな課題も把握されておりますし、それをしっかり課題を解決するためにも、また次期4年間で次の人に託せるような、そういう後継者っていうか、そういうことも、人づくりも大きな責任じゃないかなと思います。いかがですか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先日、北海道町村会に用務があつて、まちづくり基本条例の条例の検証を町村会の法制部の方をお願いをしていますので、その時に出かけましたら、私どもの大先輩であります北修二町長とお会いすることができました。彼は8期やったんでしょうか、ご高齢で足もふらついておりましたので、見ててですね、やっぱり健康の問題、それからやっぱり命がけの仕事です。土日もない、夜もほとんどない、その中ではもう首長に立候補するというのは相当の決意がなければならぬだろうと思います。ですから、次の後継の方々ということについては、今回の場合もそういう方がおられればという思いもありますけども、4年間の中でそういった決意、志を持ってですね、この町を担っていくという人が私は出てくるものと確信しておりますので、私自身もし担うということになりましたら、この4年間では一つの課題として、そういったことも挙げられるということで、意見としてお聞きしておきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 私、今回この案件で質問をするということで、何人かの方からお電話やお話がありました。それはやはりこのまま町政の持続性を考えて、次期も担ってほしいというような内容でした。今、町長が次期もやりたいという意志があると伺いましたので、私はそのように受け止めて、今、私、申しあげましたようなことを念頭に置いてあたっていただきたいなと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私でいいのかという、この思いも一方であります。それから今その期待に応えて、私自身が4年間、やらなきゃいけないというものもあります。だからさっき答弁させていただきましたように、前向きに立候補に向けて後援会の皆さんと、あるいは町民の皆さんともご相談しながらできるだけ早く意思表示を何らかの形で行いたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 私の聞きたかったことは全てお聞きしましたので、私の一般質問をこれで終わります。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

◎議事日程の繰り上げ

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の日程は終了いたしました。会議時間が残っております。

議会運営委員長から委員会で報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次日程を繰り上げて審議することにしておりますので、この際、日程を1日繰り上げたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、日程を1日繰り上げることに決定いたしました。

休み時間をとらないで、このまま進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号

○議長（上原豊茂君） これより提案理由の説明が終わっております。議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号について、各案ごとに質疑、討論、採決を行います。

最初に議案第51号の質疑を行います。議案書1ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。議案第51号の10款、6項、2目ですか、教育費のですね、第6項の保健体育費の2目、スポーツセンター維持管理事業、こけら落としの部分でですね、金額的に284万円の総額という部分で説明をお受けしてござい

す。ただそこで、ちょっと気になるのがですね、これ内訳的にちょっと教えていただきたい部分なんですけども、委託料の方で司会の方は2万5千円と。公演業務、Vリーグ招致みたいなことで177万円という部分で、これ全体の総事業費に177万円も、「も」と言ったらおかしいですけど、6割ぐらい占めますという形なんですけども、で、また、これVリーグ招致にあたって、報償費の部分で2万円、別にVリーグに対してというのは説明ありましたし、消耗品の中でVリーグ公式認球って、ちょっとその説明の中身がよくわからなかったんですけど、総体的にはほとんどがバレーボールのV2、V3に充てると。招致でかかる費用というふうな意味なんですか、もう一度再度ご説明いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、10款、6項、2目、体育施設費のスポーツセンター維持管理事業の委託料の内訳についてのご質問だったかと思えます。これにつきましては、堤議員おっしゃるとおりバレーボールのVリーグの招致事業ということで、今回お願いをする予定でありますVリーグ、バレーボールのプロリーグのV3で現在活躍しておりますヴォレアス北海道という旭川を拠点にしたチームに委託をするということでの経費です。内訳につきましては、基本的にヴォレアス北海道については、必要経費を基本として謝礼額は受け取らないということですが、ただチームの運営の部分もありまして、オリジナルのTシャツを一定程度購入をしていただきたいと。その部分でございます。内訳を申しますとTシャツ部分が150枚の2,600円単価で39万円、それから他に内訳ですが、ヴォレアス北海道の旭川からの交通費、これ貸切バスですが、21万円、それから今回、Vリーグに北海道から2番目にサフィール北海道という札幌のチームが次年度からですが、Vリーグ参戦がVリーグ機構の方で決定をしております。その相手チームを招聘する関係の交通費として、札幌からの貸切バス29万円、それから関連してヴォレアス北海道の25名の選手、関係者の宿泊費25万円、サフィール北海道も同様に25名の宿泊費25万円、それから今回このヴォレアス北海道に関連して、ヴォレアス北海道とサフィール北海道の試合がVリーグ同士の試合というのが公式戦ではございませんが、北海道で初めてということで伺っております。そのこともございまして、ぜひヴォレアス北海道としても盛り上げていきたいということもございまして、所属のキッズダンスチームの招聘の関係で、これも子どもたちのチームなんですけど、10名の宿泊費10万円、それから交通費等で9万円ということなんです。それから今回、このVリーグの招聘事業を3月31日に予定をしておりますが、実況のアナウンサーというんですかね、最近、スポーツ関係はDJじゃないですけど、そういう方が盛り上げるのでやっております。その方の札幌からの、その方については実費と出演料がかかりますが、7万円と、ちょっとお忙しい方ですので、航空券、宿泊含めて9万円、これらもろもろの合計が177万円ということでございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほかにご質問ございませんか。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それではちょっと質問します。ページでいけば4ページ、歳出の総務管理費です。一番上の枠ですね、高齢者ハイヤー利用サービス業務に関わって、ちょっとどうかなという心配も含めての質問になるかと思うんですが、本当にこの事業がこの

ような形で補正まで組まなきゃいけないぐらい利用が増えているということについては、非常によかったなというふうに思っています。ただ問題は、こういうことはないのかもしれませんが、その辺の実態がどうなっているのかをちょっとお伺いをしたいんですが、委託は訓子府ハイヤーさんにしてもらっていると。そして、これからのこの補正で組んだ予算は3月までの、いわゆる冬期間、雪のある時期、それから年末年始を控えて、ハイヤーさんが本当にこう対応がどうなのかなと。十分、町民のそういう要望に必要な時間に必要なサービスができるような環境になっているのかどうか。何か非常に無理をかけている部分といったらちょっと語弊あるかもしれませんが、その辺の対応が大丈夫なのかなという感じがしています。特に冬道ということもありまして、おそらくこの需要というか、利用したいなという人はやっぱりあると思うんですよね、そういう部分も含めて、ハイヤーさんの対応で十分可能なのかどうか、その辺の何て言うんですか、聞き取りとか、何て言うんですか、意向も含めて、ちょっとお伺いしているのかどうか、その辺、どのように捉えているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま4ページの2款、1項、8目、高齢者ハイヤー利用サービスの関係でご質問いただきました。今回、大幅な当初予算を上回るような補正額ということで、我々もそこまでの状況は当初予算では把握できなかった、想定できなかったということもございまして、ただ去年の今頃ですね、3台所有を実際は2台しか動いていなかったんですけど、3台所有を2台にするような話もございましたけども、何とか3台は確保していただいて、通常期であれば、去年までは2台しか動かしていなかったというんですけども、今年度については3台動かしているというような状況にあるような部分もお聞きしております。そういった意味では事業者の方というか、事業者については委託契約にのっとってやっていただくということですけども、利用者からは、なかなか呼んでも1時間待ちとかですね、そういった状況もあるということでお聞きはしてございますけども、冬期間のそういった部分も含めてですね、たまたま車が3台しかございませんので、そういった意味では、ちょっと事業者の方にも少し回れるような体制づくりも含めてですね、検討してもらおうような形にしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質問ございませんか。

西森信夫君。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。6款、1項の3目、農業振興費の中の経営体育成支援事業補助金、これ当然これ修理費、農機具庫の修理費だと思うんですが、これ元々のこの建物は補助で建てたものなのか。それから金額が161万8千円ということなんです、これ大体半分、2分の1ぐらいだと思うんですが、これ総額でやってどれぐらいかかったものなのか。補助事業外でやった施設にもこういうものが適用されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま、6款、1項、3目の部分の経営体育成事業に関しましてご質問3点ほどございました。

まず1点目の今回被災を受けた施設が補助事業で建てたものかという部分に関しましては、かなり古い施設でございまして、ちょっと過去に補助事業で建てたかどうかという

のは、ちょっと定かではありませんが、見た感じでは個人で建てたというような部分に見受けられます。

それから事業費につきましては349万7,118円と。そのうちの、これ消費税込みでございますので、消費税抜きの事業費の2分の1ということで、今回161万8千円の助成という部分でございます。

それから3点目につきましては、補助事業外でも対象になるのかという部分につきましては、これにつきましては、要綱の中には補助事業の建設というようなことは載ってございませんので、あくまでも、今回は台風21号の強風によりまして被災を受けた農業施設というようなことございまして、本町については1件対象になったということからの事業でございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質問ございませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。先ほど聞きました教育費の続けての質問なんですけれども、正直言いますと、300万円近い金額、スポーツセンター建設自体にあたって、コストですとか、いろいろな部分でかなり問題視される部分があって、協議してきた施設でございますし、300万円、こういうふうにしてはそれほど大きな金額ではないのかもしれないけれども、正直言って、この金額、今、補正で出てきた時にですね、ここまでかける意味があるのかなというふうな思いが、私、正直したから質問させてもらっているんですけども、これVリーグのこういう試合、チーム自体には掛からんけど、ほとんど交通経費ですとか宿泊だとか、そういうような部分が大きく占めてしまって、こういうふうになったという結果なのかなというふうに思うんですけどもね、やはり何かこう、やっぱりこういうこけら落としに当たって、事業に対して要望なりなんかあって、それとかそういうようなものを協議し合っってここに決めたという経緯があるのかどうかだけちょっと確認したいんですけども。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） こけら落とし事業についてです。10款、6項、2目の体育施設費、スポーツセンター維持管理事業の部分ですか、こけら落としについての関連の質問でございます。当初、こけら落としにつきましては、どのような事業をとということでございましたが、各委員ですとか、関連するような団体等にお聞きをしながらですね、進めてまいりました。というような条件の中でですね、町内で小学校から大人まで行っている競技人口でスポーツセンターを使ってということになりますと、やはりバレーボールが一番最もふさわしいということもございまして、今回、バレーボールのいろいろな形のことを検討いたしました。北海道の初のプロリーグということもございましてですね、このような形で進めることということで、いろいろ意見を聞いてですね、内部の方でも進めるということの経過でございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質問ございませんか。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。まず6ページ、教育費の第2項、小学校費です。これはリコーダーコンテストの全道大会に行くということで引率者の分が7万5千円、こ

れについては当然のことだと思います。その下の社会教育費の中の生徒の分になりますけども、これもいつも私が言っていますけども、半額負担じゃなくて全額負担にしてほしいなという話をいつもしますけど、今はしません。この2人で24万7千円という金額なんで1人当たり1万2千円ぐらいだと思いますけども、この中で、何ですか、小学生の経済的に恵まれない方にはというような話がありますんで、その家庭が含まれているんですたら、何世帯含まれているのかお知らせください。

それから次に、その下の保健体育費、第6項、先ほどから質問出ていますスポーツセンターのこけら落としの話ですけども、先ほど課長が先ほどちらっと言いましたけども、関係団体に相談しているというような話も言いましたけども、これをまず訓子府のスポーツセンターのこけら落としをやるのに、私もびっくりしましたけど、バレーボールということがどこからどういう形でバレーボールに決まったのか、訓子府町にスポーツセンターを利用する団体はたくさんありますし、実際にバレーボールがベストなのかどうなのかと私としては全然理解できません。しかも先ほどの質問の中にもありましたように280万円というお金をかけたこけら落としが必要なのかどうなのか、ましてやバレーボールに280万円もかけたこけら落としがどうしてここで出てくるのか非常に不思議でたまりません。まず順番からいきますと本当に各種、使っている各種団体の意向は聞いているのか、どこら辺の意向の中で、このバレーボールというものが出てきたのか、そのことがまず不思議でたまりません。確かに訓子府の場合はバレーボールは小学生も頑張っていますし、中学生も部活で頑張っている過程はありますけども、やはり訓子府にとってバレーボールが全てじゃないのかなという気持ちもとありあえずしています。もっと他のスポーツでも良かったんじゃないかなという気持ちもあります。それが一つ。どういう過程の中で本当にそこら辺が決まったのか。

それともう一つ、先ほど予算の使い道の中で179万円の中ですけども、この最後の方に言いました子どもたちのチームが10万円と9万円とかってお話をしましたけども、これの何をするのかということの詳しい内容をお知らせください。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） まず議案書の6ページ、10款、5項、1目の青少年教育推進事業の中の今回上げておりますリコーダーの全道大会に関わる経費の中で就学援助を受けている児童がいるかどうかというお尋ねですけども、これについては今ちょっとはっきりした人数というのは資料を持ち合わせていませんけども、1、2名いるのではないかなというところですよ。もしそういう生徒が、該当する生徒がいれば管理課で管理しております就学援助の方で社会教育の補助と同額を補助することにしておりますのでご理解をいただきたいと思います。ここに入っている予算ではないということですね。別にみるという意味です。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 10款、6項、2目の体育施設費のスポーツセンター維持管理事業の中ですが、このVリーグ、バレーボールということでの、この選定過程ということでございますが、利用者懇談会等でもご意見をいただきましたりしております。それで、なかなか適任の候補というのが当初我々も見つからなかったんですが、そのような

形で利用者懇談会等でもご意見をいただきながらですね、進めていた経過でございます。

それから、子どもたちのチームにつきましては、キッズダンスということで、ヴォレアス北海道の専属のチームでございます。こうした機会でするので大会を盛り上げるということと、それからスポーツセンターの開館を盛り上げるという意味合いで、ぜひヴォレアスの方からもぜひこの部分をということでございましたので、このような形で招聘^{しょうへい}をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質問ございませんか。

河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） この後出てくるスポーツセンター設置条例の方で審議会ということも出てきますが、今回の行事の決定に対して、こういう行事をしたい、このような方向でやりたいという、そういう審議会っていうのは開かれたんですか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 今回の審議会のことでございますが、今回のこのこけら落としにつきまして審議会での協議はしておりません。時間的な制約もございまして、ちょっと今回は行ってはおりません。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質問ございませんか。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。今、審議会の中でも検討していない。時間がなかった。それはないですよ。そんな馬鹿な話はないでしょ。こけら落としをやるのか、やらないのか、やるならやるでね、スポーツセンター1年前から仕事始まっているんですから、それぐらいの協議する時間がなかったっていうのは、全くとんでもない話だと思います。ましてや町民の中で誰がバレーボールの大会をやるって知っているのか、知らないのか、少なくともこんだけのお金をかけて、町のこれからのことを考えた中で、こんだけの大きな仕事をする時に、こけら落とし何やりましょうかの一言もなく、誰の趣味か知らないけども、誰の意向か知らないけども、勝手に開いてみたらバレーボールって決まっている。そんなね話はおかしい、訓子府にとって。訓子府にいろんなスポーツ団体がいろいろ頑張っているのに、ポンと出てきてバレーボールをこけら落としやります。しかも300万円も金を使います。これはね、どう考えてもね、それこそ町民の理解を得られるものじゃないと思います。このことについては再考してもらわなきゃいけないなと思います。少なくとも、これを言っちゃうと認めたことになるのかもしれない、認めはしません。けども、この段階で、この子どものチームが来るなら、じゃ訓子府のバレー少年団との交流はあるのかとかね、試合をさせるのかとか、そんなことぐらい言ってほしいな、それ以外にこんなね、勝手なね、とんでもない金額だと思います。どうなんですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） このスポーツセンターオープン記念事業の概要について、またちょっと概要を説明させていただきたいと思いますが、まずこのことについては全員協議会の中で皆さんの方にも、この概要についてはお知らせしたところで、このオープンの公開試合だけではなく、その後、スポーツ少年団だったり中学校の部活動だったり、そういう子どもたちとの指導も含めた総体的な金額だということをご理解いただきたいと思います。

思います。

まずオープン記念事業については、落成記念式典とボルダリングのデモンストレーションと、それとVリーグ招致事業と、こう三つな部分がございます、計上した経費280万円程度あるんですけど、大ざっぱに言いますと、その記念に来た町民の皆さまの記念品も中に含んでおりますので、280万円のうち、大ざっぱに言えば100万円はそういう記念品等も含めた事業ということで、Vリーグの部分だけで言えば、残りの部分百七、八十万円ということで、先ほど来、ご説明しているとおりでですね、Vリーグの人の来るバス代と宿泊費の実費負担分をこの部分で見ているということがございます。それとそれに関わる様々な経費をみて百七、八十万円ということで経費、それとあとバレーボールを誘致する部分での協議経過のお話もご質問の中でありましたが、まず決めた経緯は課長説明したように、例えば先ほどいえばスポーツセンター審議会は社会教育委員と兼ねている部分がございます、その辺で、この事業そのものをですね、やるかどうかという協議は、その中ではしてございませんけど、社会教育委員の方でもいろいろな様々なスポセンの部分の含めた中でのお話もさせていただいているという経過があるということで、まずご理解いただきたいと思います。そのような中で、例えばスポーツ推進委員をはじめとする建設の検討委員会等もございましたので、それらのところと協議しながら、元々の現スポーツセンター、旧スポーツセンターですかのこけら落としがバレーボールの誘致事業でやったということと、それと閉館する時もバレーボールをやって、その辺のところもあって、余湖議員がおっしゃるように、スポーツはバレーボールだけではもちろんないっていうのは私どもも理解してますし、その中で子どもから大人までする。それとバレーボールの部分で北海道のVリーグが誘致事業ということで北海道のチームが2チームあるということで、私たちの新しいスポーツセンターにとってふさわしいチームであるということを含めて、今回予算を提案していただいたということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質問。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） やっぱり選考過程に問題がありますよね、本当に時間がないとか何とかって問題じゃなくて、やはりもっともっと広く町民に、これはやることを知らしめて、何をやろうか、何が見たいか、やっぱりそれぐらいのものがなければおかしいと思いますよ、絶対に。それでさらに、バレーボール教室とか何とかをやるとかって今、話がついて出ましたけども、だけど全部発表してどうだっていう話じゃないかと思うけども、私は全員協議会に出なかったんで、大変申し訳ないんですけども、ただここで質問することには制約はないと思いますんで、そのことは言わないでほしいなと私は思いますけども、やはりですね、私はきっと今回のスポーツセンターはこけら落としのものはないんだなと思っていました。記念式典はあってもこけら落としはないんだ。こんだけのスポーツセンターをつくって、こけら落としをやるのに、各種団体にも各種町民にも何の相談もなしに、ポンとこうやって決まったことが出てくるというのは、まずおかしいと思います。やっぱそこら辺のことを考えた中で、この選考方法は間違っていた。ましてや社会教育委員は確かにスポーツセンター審議会委員も兼ねてますからね、だから当然のように相談されて練っているというのはわかりますけど、ちらっと言っただけみたいな今表現じゃないですか。これはおかしいですよ、やはりこのことについてはもっと釈明してほしいですね。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 課長が言った時間がないという部分で言えば、そういった意味では決してございませんので、私どもとしては、いろんな過程の中で、このこけら落とし、新しい町民が待ち望んでいるスポーツセンターにふさわしい事業として今回バレーボールということで提案させていただいておりますので、それらも含めてご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質問ございませんか。

西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。今の問題について提起されたので、あえて質問いたしますけれども、オープン記念事業というのは、ようやく町民の方も待ちに待ったオープンですから、きっと職員の方もそれに向けた話し合いを計画の中で立てていたと思うんですが、このオープン記念事業をはじめる話し合いはいつ頃から話し合われたのか、それとまだ私ちょっとスポーツに関して余計なんですけど、この日の3月31日の記念事業のイメージがちょっと湧かないんですが、この1日の中でそのVリーグのバレー教室であったり試合、模擬試合みたいんですか、どういう1日の行程になるのか、もしそれが今の時点でわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） こけら落としの話し合われてた時期ということですが、今年の春先ぐらからは徐々に話をしてですね、先ほど言いました利用者懇談会やスポーツ推進委員等の会議でも、それから社会教育委員会会議の中でもですね、当然ないでしょうかということではお話をさせていただいたり進めておりました。それから31日の流れにつきましては、まず午前中、朝の9時ぐらいを予定しておりますが、式典を行ってですね、式典終了後、ボルダリングが2階のストレッチルームのところに設置しておりますので、そちらの方に近隣の方でされているような方をお願いをですね、初登はんというんですかね、そういうようなことをさせていただきます。午前中の10時半から11時ぐらからです、Vリーグのヴォレアスとサフィルバの試合をさせていただくということです。これにつきましては当然、一般町民の方も対象にご覧いただけるということになります。それから大体昼過ぎぐらまでですね、その試合をご覧をいただいてですね、昼を挟んで午後から、先ほど教育長もお話をしましたが、小学校のバレーボール少年団、それから訓子府中学校の部活、それから従来、近隣でそういうプロリーグと呼ばれた時に本町の子どもたちも呼ばれるということもありまして、現在、合同チームになっているような、例えば置戸中学校のバレーボールの方とか等をお誘いをしてですね、午後から子どもたちのバレーボール教室をさせていただくと。これにつきましてはプロリーグ、両チームの方、2面を使ってですね、バレーボールの教室を行うということで、こちらの方では考えております。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 5番、西山です。今、昨年の春頃から話し合われたという回答でした。何回ぐら話し合われて、その話し合いの中にバレー以外のスポーツの意見も出たんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） こけら落とし事業については、さまざまな他の地域でもやっているものがございます。例えばいろいろと視察させていただいた中では中標津町さんでは日本体育大学の集団行動ですね、100人規模で呼ばれたというお話を聞きましたが、これについては800万円ということでございました。なかなか金額的なこともありましてですね、マスコミ等出てるので非常にこう、子どもたちも参加をして集団行動の練習をしたりということで中標津はされたようですが、なかなか金額的には厳しいものがあるのかなということでですね、いろいろとこう本町のスポーツをやっている方とか、関連するような種目ですとか、いろいろとこう集団行動はじめ、さまざまな例えばカーリングチームですとか、いろいろとこう検討させていただいたんですが、最終的には先ほど言いました、この新しいスポーツセンターの体育館の中でできる種目だったりとかですね、それから子どもたちから大人までというスポーツ人口があるようなものと考えますとバレーボールというのが最終的な案になりまして、先ほど言いました利用者懇談会等からもバレーボールのリーグを誘致してほしいというお話もあつたりしましたので、その意見に基づいて決めさせていただいたということでございます。

回数については、内部も含めてやりますと、もう数十回になるかと思えます。視察先でもいろいろとお聞きしたりとかしていますので。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質問。

河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） スポーツセンターのこけら落としに関しては、私、確か3月の定例会の中で質問をした記憶があります。具体的にどのような内容で、あとどういう設備で、そういうような活用の仕方をするのかということとその時、お尋ねした記憶があります。その中で今また運営審議会に関わりますが、今、社会教育委員と併用だからとか、いろいろな話がありましたが、今、設置条例の改正条例がありますよね、その中に運営審議会として、審議会は、教育委員会の諮問に応じ、スポーツセンターにおける各種の事業の企画実施、その他スポーツセンターの運営につき調査審議するものとする。今回のセレモニーですか、それについては、運営審議会にも、このような方向でしたいというような諮問もあつてよかったのかなって思いますがいかがですか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 今回のこの件につきましては、審議会の方にはかけていないのは事実でございます。ただ春先からこけら落としについてのことについては、何て言うんですかね、何かないでしょうかという声かけはさせていただいておるのは事実。今後、審議会等にもかけながらですね、進めてまいりたいなと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質問ございませんか。

川村進君。

○2番（川村 進君） 2番、川村です。青い顔して物をしゃべらんとまずいから一言。これはスポーツセンターを建てる時の当初の計画の中でバレーボールを2面とって試合ができる、大会ができる、この大きさを基準にして、物事を図るという、そういうふうに決まっていて、それからの計画でないか、それをはっきり言うけれども、これは私にはそう

伝わってきている。それが何、一番最初の目的はあくまでもバレーボールを二つ並べて試合ができる。その大きさ。コンパクトとかいろいろというものをいっているけども、行政側としてはこれは絶対に譲れないことであって、その大きさによってやるという計画でなかったのか。何もたらたらたらたら質問しないで、そのように進めてきましたでいいじゃないのか。何たらたらそう説明してる。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） スポーツセンターのアリーナの規格につきましては、川村議員おっしゃるとおり2面を使って競技ができるということになっておりますので、そのとおりでございます。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質問ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず、本案に対する反対討論を許します。

余湖龍三君。

○1番（余湖龍三君） 1番、余湖です。本案はただいま質問しましたスポーツセンターのこけら落とし事業については、非常に内容不十分だと思います。過程にしろ、この金額の行事の内容にしろ、到底総額280万円を使って町民に理解を得られるものじゃないと思いますので、これについては撤回していただき、残りのものについては賛成したいと思いますので、この部分を撤回することが、この出ている状態では反対させていただきます。

○議長（上原豊茂君） この議案の中の一部を反対するというにはなりませんので、そういうことで受け止めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。反対者の意見もわからないわけではありません。わからないわけではないけども、こけら落としの、自分は知っている範囲の中では、それぞれの中で種類の中で公式な大会のようなものを持ってきて普段見れない町民がですね、普段見れないことを披露してもらって、みんなで祝うということだと思いますので、その選考過程に若干、何て言うんでしょうか、不十分なところもあったのかも、かもですよ、かもしれませんが、総体的には理解ができるので賛成します。

○議長（上原豊茂君） ほかに反対討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する賛成討論ございませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。当初、口火を切って質問の方、反対の方に聞こえてたかもしれませんが、実はこの事業自体に対しまして、全く別の話なんですけども、訓子府町ふるさとまつり「非常にいい芸能人呼んで、いや素晴らしいよね、あそこね」っていう話を大空町の方からちょっと聞いたんです。その方は「いやすごいわね、30万から

50万円をよく呼べるね」と。いやいやすごい勘違いしてんでないかなという件がありました。それでこの280万円というの、こういう招致をした時にですね、町民の方にどういふふうに聞こえるかなという部分があって質問させていただきました。思ったとおり、やっぱりそういう運営という自体よりも、こう宿泊であったり、交通費であったり、団体ですからね、それが掛かってきて経費が非常に膨らんだということも説明いただきましたので、私それに対しては、町民の方にも説明できますし、そういう部分をおきまして、それから山田議員も言っていましたけども、やっぱり決め方に関しては、決めてきた選考の仕方に関しては、やはりもうちょっと検討あったかなと思いますけども、やはり状況的なことを考えてみると、ある意味では努力されてたかなというふうに思いますので、そして、これはあくまでも決定したんでなくて、これでいかがでしょうかというふうに、こちらで諮ってきた議案ですのでね、私はこれに対して、最初ごちゃごちゃ言って申し訳なかったんですけども、基本的にはこういう形で納得しましたので、賛成したいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） それでは討論がないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、賛成諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（上原豊茂君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号の質疑を行います。議案書8ページです。1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 先ほどの補正の中でも一部伺いましたが、今回スポーツセンター設置条例の全部を改正する条例、その中で運営審議会ということがありまして、審議会は教育委員会の諮問に応じ、スポーツセンターにおける各種事業の企画実施、その他スポーツセンターの運営につき調査審議するものとする。その下に定員15人以内、教育委員会が委嘱する。今まで2年という表示がありました、今回この改正に当たり、この年数がなくなっております。この審議会っていうのは、要するに教育委員会が諮問をしなければ、これは定期的に開くということでもないし、どのような形でこの諮問にかける。本来なら先ほどの案件、こういう中に諮問してもよかったのかなと思ったものですから、ちょっと伺います。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいまスポーツセンター設置条例の全部を改正する条例についての、まず任期についてのご質問があったかと思いますが、任期につきましては、ここにも条例の第5条の第4項にごございます、この審議会の組織及び運営に関する事項は規則でということ、教育委員会規則の中に任期2年ということを入れておりますので、そのようなことをご確認、ご理解をいただきたいと思っております。

それからスポーツセンターの運営審議会につきましては、先ほど教育長の方からもありましたように、現在の社会教育委員とこのスポーツセンター運営審議会、兼務をしておりますので、定期的ではございませんが、その会議と合わせてですね、スポーツセンターの運営審議会を実施をしているということでございます。議件につきましては、ここにも書いてありますとおりですが、スポーツセンターの各種事業企画実施、その他運営に関することということで、現在は先ほど言いました社会教育委員会議の中で包括して実際にはやっているというような状況でございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ありませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。この条例制定にあたりましては、スポーツセンターの設置条例は、全部を改正するという条例というふうなうたっておりですね、私ちょっと疑問に思っていますのは、町民の心身の健康な発達を図るのを目的とした施設であるという中で、私、前回一般質問でもさせていただきました喫煙関係に関して、禁煙ですとか、まず一つ目の質問の内容としましては、そういうようなことを条例の中で定めるという形は条例としてはふさわしくないのかなということでお聞きしたいということともう1点、一般質問でさせていただいた時に、それを含めて前向き、私の一般質問をちょっと思い出していただくためには、公民館前のあの外部での喫煙状況、ぜひとも改善していただきたいという要望、ならびに建設されるスポーツセンターにあたっては、それに対する対応を望むということで要望も含めましてお願いした経緯がございます。それに対する正式な回答としてはいただいておりますので、この間、全員協議会の中でお話ありました。施設内は当然、これ誰でも理解します。ですけれども、施設外、つまり外において、敷地内において、喫煙箇所を検討するというように、前回、全員協議会でご回答いただいたように私思いますんで、それが間違っていないかどうか。そしてそのことは何ら公民館の体制と変わらないんじゃないかと。ですからまず聞きたいのは、そういう協議をちゃんとされて、しかもこうやって銘打っている町民の心身の健康に発達を図るための施設と位置付けているものに対して、こういう中にそういう部分を含めた条例を盛り込むという検討なされなかったのかどうかということでもちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 今、堤議員の方から2点の質問があったかと。喫煙のことについて、条例に盛り込まなかったのかということと喫煙場所についての検討の部分でございます。

まず一つは、喫煙について条例ということですが、これは健康増進法という、いわゆる国の法律の中で、こういう施設は敷地内も全面禁煙ですよ、ここは建物は禁煙だけ敷地内は喫煙可ですよというようなことが基準として決められておりますので、それにのっとってスポーツセンターについては、公民館も同様ですが施設内は禁煙と。敷地内は喫煙可ということでございますので、上位法に載っていますんで条例には載せていないということでご理解を願いたいと思います。

それから喫煙の場所についてはですね、現在もまだ検討中でございます。これだけは確かだと思んですが、例えば玄関前で吸っているような状況、これは堤議員からも以前の

議会の中でのご質問があったと思いますが、ああいう喫煙の方法、もし喫煙をするとしても玄関前での喫煙については、今後は避けていきたいと考えております。ただ具体的にじゃ喫煙場所をどうするかというのは、今現在検討している段階ですのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、以上をもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

ありませんか。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。今、ご回答いただきまして、喫煙という、受動喫煙法ですけれどもね、法整備されまして、2020年を目途にしまして、ある程度、課長確かにおっしゃるとおりに、おそらく第2施設という扱いで体育館という部分は当然敷地内は禁煙ですよという部分。それで敷地外に関しては、敷地内ですか、敷地内、外に関しては、それに対しては規制はしないけど、表示等をするという形で、ただしそこにおいて、それにおいても附則的に20歳未満の方の喫煙を誘導するような措置があってはならないよと、監視もしなさいよという義務付けられが、おそらく法令化されるというふうに思いますが、ですけど、私これ自体、前段質問してたの含めまして、公民館の対策がなっていないということも含めまして、また条例で法令化されているからいいんだという話ですけども、新しくこうやって建てた、しかも法整備されている法整備でそれを認めるみたいな話ですけども、それでは実際どうなんだと。町民の方、全部の目線から具体的に私は公民館の状況を聞きながら反対してもらったように、それと同じような措置を取るという形であれば、こういう条例の中で、きちんと施設内含めて、他の法令ではないけども、ここのスポーツセンターに関しては町民の健康増進のための施設であるがために施設外においてもという項目を付記した条例を作っていただきたいというふうに思うものですから、このままで条例として、他の部分に対しては全然異存はないんですけども、この部分がぜひとも付記していただきたいなということで、この条例案に対しては反対なんですけれども。

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。反対者の趣旨はよくわかります。それで法の体系というのは皆さんご存じだと思いますけども、上位法という条例に優先する法律がもう定められておりますのでね、その趣旨に基づいて実際に実施すればいいだけなんですよ。だから課長から説明あったように、現行の具体的な現況ありましたよね、現行だらしないうような状況で行われているけども、それは解消したいという方向性も示されておりますんで、あえてですね、条例に規定しなきゃならないということでは。優先法が優先する訳ですから、その中で条例はこのままで結構かなと思います。

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第52号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(上原豊茂君) 挙手多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第53号の質疑を行います。議案書13ページです。1人3回まで質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第53号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第54号の質疑を行います。議案書19ページです。1人3回まで質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

山田日出夫君。

○10番(山田日出夫君) 10番、山田です。基本的には反対するものではありませんけど、ちょっと何点かお聞きしたいと思います。

たくさん種類のスポーツ備品が購入されるということでもありますけども、まずメーカー選定って、メーカーはばらばらですけども、それぞれの機種を選定にあたってのポイントは何だったのかが一つ。

それと二つ目は、必要な数量にきっちりなのか、予備があるのか、きっちりなのか、ちょっと足りない気味なのか、多分きっちりかなと思いますけど、それが2点目。

三つ目は、既存の備品で再利用するものはあったのか。

この3点お願いします。簡単でいいです。

○議長(上原豊茂君) 社会教育課長。

○社会教育課長(高橋 治君) ただいま、山田議員からの、この備品のメーカー選定の

理由、それから必要な数量の状況、それから既存の備品の再利用はどうかという3点のご質問をいただきました。

この導入メーカーにつきましては、いろいろとさまざまな情報を得てですね、吟味をさせていただきます。特にトレーニング機器のことをお聞きかなと思いますので、その部分も含めての部分ですが、まず保守点検が可能な業者が北見市内にあるということ。それから部屋の広さを考慮して、実はトレーニング機器の中には二つの種類のトレーニングができるようなものもございます。一般的にツーインワンという意味合いで製造されておりますが、そういうものを複合的なトレーニングマシンなんかをできるメーカーであるということもございます。それからもう一つ、このメーカー、国産の、他のものは国産でございますが、トレーニング機器についてはアジア人向けの作りとなっている。本社が台湾製のものがございます。売り上げはアジア市場では1位、世界では3位ということで、それからさまざまところを視察をさせていただいております。道南の桧山の上ノ国町、今年オープンしました上ノ国町、昨年オープンしました後志管内の黒松内町さん、どちらもこのようなメーカーで導入をして非常に好評だということもございましてですね、選定の理由になっております。あと近隣のトレーナー、スポーツクラブのインストラクターの方からですね、相談にのっていただきながら選定をさせていただいております。

必要な量につきましては、当然ぴったりの数ということでご理解をいただき、ただ消耗品につきましては、当然予備も入っているということでご理解をいただきたいと思います。

それから既存のものにつきましては、利用できるものは使う。例えばバーベルですとか、そういうものについては古くても使えますので、他、事務備品についても使えるものは別な倉庫に保管をしてですね、再利用することで考えておりますので、以上です。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは54号について、ちょっと質問というか、説明をお願いしなきゃいけないなというふうに思っている中身です。はっきりこう見まして、契約金額と予定価格が同額ということがどうかという問題、やっぱりこれはこういう例えば前段の説明の中で7社による入札によって、こういう形になったというふうな説明もあったかなと思うんですが、先ほどの山田議員の質問の中でも、この品目全体でもう340を超えるだけの品目が、それがいわゆるあるんですよね、この数多くある中で予定価格と契約金額が、そういう数ある中でもこういう形になるということの説明というの、やっぱり必要ではないかなというふうに、一般的に見れば、やっぱりそう思わざるを得ないということはあると思うんです。そういう意味で、これはどういう形でこうなってきたのかの説明もちょっとお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、工藤議員の方から入札、いわゆる落札額と予定価格が同額の理由の説明ということでございます。

まず入札の経過について若干説明をさせていただきたいと思います。入札につきましては12月5日に7社による入札を行いました、1回目の入札は不落となりました。次に2回目の入札を行いました、これにつきましても不落となりました。2回不落となりましたので、これは地方自治法施行令167条の2第1項第8号にですね、再度入札に付し

て落札者がなかった場合は随意契約を行うことができると。そのための手続きとしては、最低入札価格の、今回株式会社小柳中央堂さんですが、そこと協議をしてですね、実は落ちていないと、ある程度開きがあるという程度の中身ですが、協議を行ってですね、再度業者さんからですね、見積書の提出をいただきます。実はこの見積書を提出いただいた金額と予定価格が同額だったということでございます。なおこの予定価格については近年落札した、先ほど言った視察をしたようなところですか、近隣のスポーツセンターなどの体育施設の購入状況を参考に作成をいたした次第でございます。

以上のようなことでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） ほか、討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第54号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号、議案第56号

○議長（上原豊茂君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第55号、議案第56号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第55号の質疑を許します。議案書22ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第55号の質疑を終了いたします。

次に、議案第56号の質疑を許します。議案書24ページです。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、議案第56号の質疑を終了いたします。
以上をもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより一括議題の議案第55号、議案第56号の採決をいたします。
討論のなかった案件については一括採決をいたします。
議案第55号、議案第56号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。
よって、議案第55号、議案第56号は、いずれも原案のとおり可決されました。
それでは時間が1時間経過していますので、ここで午後3時40分まで休憩をとりたい
と思います。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時40分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議案第57号

○議長（上原豊茂君） 次に、追加議案であります議案第57号 平成30年度訓子府町
一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書50ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の50ページをお開きください。

今回の追加補正については、現、語学指導助手が産休に入ったことに伴い、後任の募集
をしていたところですが、適任者が決まらなかったことから札幌にある民間派遣会社㈱イ
ンタラック北日本札幌支店へ派遣委託業務を打診していたところ、12月3日に受託でき
るようになったことから、それらの経費について追加補正させていただくという内容でご
ざいます。

それでは、その内容について説明いたします。

議案第57号 平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）について。

まず、第1条ですけれども、歳入歳出それぞれ72万9千円を減額し、予算総額を歳入
歳出それぞれ58億3,046万6千円とするものがございます。

次に、2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次
のページの第1表のとおりでございますけれども、これについてはご覧いただくこととし
て、その後の52ページの事項別明細で説明させていただきます。

まず52ページの上段になりますけれども、歳入、17款、繰入金、1項、1目の財政

調整基金繰入金では、この追加補正予算の財源調整として72万9千円を減額するという形になっています。それは後で説明します。

次に、下の段の歳出になります。

10款、教育費、1項、2目、事務局費の事業区分、語学指導助手配置事業、これの報酬では、語学指導助手が産休に入った10月30日以降の報酬額、これが不要になりましたので、科目的に不要になりますので181万4千円の減額になります。

その下の共済費の社会保険料では、これに付随するもので26万円の減額。

そして、その下の委託料の語学指導助手派遣業務、これは委託料です。今度新たに出る部分です。派遣業務を民間の派遣会社に委託したということで、1月7日から、スタート地点が7日から3月31日、とりあえず今年度分の期間分の委託料134万5千円を追加するというものでございます。それで先ほど言いました報酬の部分、社会保険料の部分、それらを差し引きしまして、さっきの72万9千円の減額という形になったということです。

最後に、別に配布しております、資料1をご覧いただきたいと思いますが、これは財政調整基金及び特定目的基金の保有状況見込みになります。今回の補正予算による基金取り崩しの減額を行った後の一般会計の基金保有高見込みは、右側の下から4行目にご覧いただけます37億1,029万4千円となっているものでございます。

以上、平成30年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）の内容について、説明をさせていただきますましたので、ご審議の上、ご決定のほど、よろしくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ありませんか。

西山由美子君。

○5番（西山由美子君） 西山です。今の件ですけれども、これは来年度以降もこの委託した方をお願いするというのでよろしんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 現在の考え方につきましては、平成31年度もこの業者に委託契約を結んで派遣をしていただくということで考えております。どうしても短期間であれば子どもたちとの交流とかというのもちよっと、その辺も難しいところでもありますので、最低31年度まではこの方に行っていただきたいというふうに現在のところは考えているところです。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第57号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程の議決

○議長(上原豊茂君) お諮りいたします。

ただいま、須河徹君ほか4名から意見書案第3号 日米物品貿易協定交渉に関する要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第3号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで、意見書案配付の関係から暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時45分

○議長(上原豊茂君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第3号

○議長(上原豊茂君) これより意見書案第3号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

須河徹君。

○8番(須河 徹君) ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第3号について、ご説明いたします。

意見書案第3号

日米物品貿易協定交渉に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成30年12月12日

訓子府町議会議長 上原豊茂様

提出者

訓子府町議会議員 須河 徹

〃 河端 芳恵

〃 上原 豊茂

〃 工藤 弘喜

〃 山田 日出夫

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月12日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 上原豊茂

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
外務大臣様
農林水産大臣様
経済再生担当大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（上原豊茂君） これにて、平成30年第4回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時52分